

第六十八回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和四十七年四月二十五日(火曜日)

午前十時四十四分開会

委員の異動

四月二十一日

高橋 邦雄君

補欠選任 平泉 渉君

四月二十四日

平泉 渉君

補欠選任 高橋 邦雄君

神沢 浄君

上田 哲也君

四月二十五日

片山 正英君

高田 浩運君

鍋島 直紹君

石本 茂君

上田 哲也君

神沢 浄君

田淵 哲也君

村尾 重雄君

出席者は左のとおり。

委員長 玉置 猛夫君

理事 寺本 広作君

委員 増田 盛君

占部 秀男君

河田 賢治君

石本 茂君

片山 正英君

塩見 俊二君

柴立 芳文君

高田 浩運君

高橋 邦雄君

原 文兵衛君

安井 謙君

若林 正武君

神沢 浄君

小谷 守君

杉原 一雄君

和田 静夫君

上林 繁次郎君

藤原 房雄君

田淵 哲也君

村尾 重雄君

渡海元三郎君

山中 貞則君

鎌田 要人君

伊藤 保君

小沢 辰男君

西沢 權一郎君

竹内 義治君

大東 弥一君

武蔵大学教授

全国知事会地方

制度調査委員会

委員長

全国市町会財政

分科会委員長

全国町村会副会

長

自治省財政局長

事務局側

常任委員会専門

員

参考人

本日

の会議に付した案件

○昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十四日、神沢浄君及び中沢伊登子君が委員を辞任され、その補欠として上田哲君及び田淵哲

也君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原房雄君 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の審議でございまして、最近といいますが、昨年から著しい不況のために、地方財政におきましてもたいへんな財政面におきましていろいろな問題が起きております。こういう四十一年、四十一年の当時と比較いたしますと、い

ろんな点で不況感というものは違ふだろうと思ふのでありますが、特に昨年八月のドルショック以来、ただ日本の産業構造の上の問題だけではなくして、国際的な問題においてもそれがさらにまた拍車をかけるような現況になっておるわけであります。こういう点では四十一年、四十一年の不況

のときとは、いろいろな点で景気の落ち込みの要因というものがあつたわけであります。こういう問題につきましても十分な分析といふか、掌握といふものがなければ、地方財政に対する対策といふものがなつても一時的な応急処置だけでいいの、また恒久的な対策として対策を講じなければならぬのか、こういう点で、どうしても今後

の財政見通しといふ点で、こういうものを十分に把握することが大事だろうと思ふのであります。が、こういう観点からいまして、まず最初

に、自治大臣の今後の財政見通しといふ点で、それらの問題につきましてもどうお考えになつていらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思ふのであります。

○国務大臣(渡海元三郎君) 国の予算並びにこれに基づくとこの地方財政計画を立てるにあたりまして一番基礎になるものは、何と申しまして

四十七年度の経済の見通しでございまして、これは国会の冒頭におきまして、政府といたしましては経済企画庁長官の方針演説の中にも述べられてあるとおりでございまして、ドルショックによりまして、相当昨年に引き続き本年も経済界不振の状態でございますが、これに対する景気浮揚対策等の浸透によりまして、また本年当初にござい

ましては景気が徐々に回復し、年度全般を通じては七・七％の拡大が予想されるという見通しのもとに立ちまして国の予算がつくられ、また、これに基づいて地方財政計画が立てられた

ような状態でございまして、四十一年、四十一年のときの不況と今回の不況が国際通貨に基づくところの不況といふふうな点に相違があることはいま御指摘のとおりでございますが、これらの点につきましても、政府といたしまして、国の予算並びにこれに基つて地方財政計画におきましてもこの景気浮揚のための対策を種々講じておるような次第でございまして、これらの政策の浸透によりまして年度後半には景気も回復に向かうであろうといふふうな見通しのもとに財政計画を作成さして

いただいております。また、経済企画庁の新社会発展計画、経済企画庁の経済見通しという、これも十分な資料のもとに計画をなさつたと思ふのであります。が、確かに予算編成の段階で、また今日ではだ

いぶん様相も変わつておるやうでありますけれども、いま大臣もおっしゃいましたように、国際経済の環境の著しい変化という、これはまあ日本一

国の問題でないだけに、非常に不況感というものは日本の国の経済の立て直しというところで早急に復歸するかどうかという、まあこういう点も十分に考え合わせなければならぬことだろうと思ひ

ます。また、最近国際通貨の問題も大きくクローズアップされておる昨今であります。こういうことを考えますと、どうもこの不況感というものは長期化するような気がしてならないわけでありまして、今年度とられました交付税の処置につきましては、いずれもただいま大臣のお話がありまして、景気が後半には上向くんだという、そういうような考えの上から処置されているようでありまして、まあそうなりやこれは問題はないわけですが、先ほどから繰り返して言っておきますように、日本一の問題ではなくて、国際経済の著しい変化の中にあるというこの点を考え合わせますと、十分な対応策というものを考え合わせなければならぬんじゃないかと、このように私は考えているわけでありまして、まあ本年度の問題につきましては、個々の問題につきましては一つ一つこれからまただしてまいりたいと思っておりますが、こういう点をひとつ十分に勘案いたしまして対処しなきゃならぬ、こういう私どもの考え方でありまして。

さて、このたび昭和四十七年度の国の財政規模、またそれに伴う地方交付税制度の交付税のあり方、こういうものをずうっと見ますと、四十年、四十一年の不況時と今日とまた大きな違いであります。また、地方交付税の制度ができた当初と現在とは非常に財政面につきましても大きな相違があるかと思ひます。こういう点を十分に考え合わせながら、さらにまた先ほどから申し上げておきますように、国際経済の環境が非常に変わってきておるといふ、こういうことを考え合わせますと、現在のこの地方交付税の制度そのものも抜本的に考え直さなければならぬときにきていんじゃないかと、このような気がしてならないわけでありまして、その具体的な例といひまして、景気浮揚策のために国では多額な国債発行という、こういうことで処置するわけでありまして、交付税制度というの、こういう国債発行ということを考え合わせない健全財政のもとで考え出されたことだらうと思ひるのであり

ますが、今日のように、ずうっと景気浮揚策として国債発行のもとにまあ国の財政規模が大きくなつていく、それに伴って地方自治団体の仕事もまた多角化し、財政規模も大きくふくれ上がつていく、こういうことになりまして、現在のこの地方交付税のやり方では適応しなくなつてきているといひます。大型な国債発行の現下では、地方交付税制度をつくらなければならないといひます。検討し直さなければならぬといひます。十分な配慮がなければ地方自治体はたいへんな行き詰まりになつてくるのではないかと思ひます。まあ地方団体等もそれに見合つて処置しているとは思ひますけれども、そういうやり方が続き、さらにまた国の経済見通しのとおり後半から景気が上昇してくればよろしいわけでありまして、国際環境の中のこういう問題でございまして、どうもこういう点をよくひとつ正確に把握していかなければ、現在の制度で補ひ得ないいろいろな問題点が各所に出てくるようなおそれなしとはいひません、こう思ひます。こういうことを私はまあ痛切に感じておるわけでありまして、現在のこの国の財政規模と、それから国の財政のあり方とそれに伴う地方交付税の問題、これらにつきましても現在自治大臣といひましてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、基本的な問題だけでも最初にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(渡海元三郎君) 国が大幅な国債発行をやつていくのが続くようであれば考えなければならぬと、また長期的にながめなければ、交付税ができた当時、あるいは四十年、四十一年の当時と今日とは交付税そのものが変わつておるんじゃないかと、こういうふうなお話でございまして、従来四十、四十一年に至りますまでの間は、地方財政が不足いたしましたときには、毎年交付税率の引き上げという処置によりましてこれをカバーしてきた、これは御承知のとおりでございます。当時におきましては、地方の財源が交付税において不足いたしておつたということも事実

でございまして、また、国においても税率の引き上げに應じ得るところの、何と申しますか、財政力を持つておつた。そういう関係で交付税率を引き上げてくることによりまして、地方の財源不足を補つてきたという姿でございまして、四十一年のときには二・五％の大幅な税率アップを行ないましてカバーをし、そのときに初めて現在の税率の三・二％という姿になつた次第でございまして、その後景気の長い間の好況の持続という姿によりまして、地方財政のあり方も逐次改善されていくことは、藤原委員も御了承のとおりであらうと思ひます。その際、いままでのように、財源不足のときはこれを補つていったんだから、財源が余裕ができたときには税率を引き下げるべきでなかろうかというふうな議論が戦わされてきたのも御承知のとおりであらうと思ひますが、国との財源の相対的な意味合いにおきまして、交付税率というものはそう軽々にいふべきものでないといひます。年度の調整はあつてもいふべきものでないといひます。従来になつたような国との間の年度の調整というものは行なつてきたのが四十一年以来の交付税のあり方でございます。また、国の予算の立て方も、従来の三十年代代の予算と違ひまして、景気の好不況によるものの財政の運営によるもの、好況のときにはむしろ景気を押さえるために抑制をしていく、不況のときには国債を発行して景気の浮揚をはかるといふような政策がとられてまいつたのでございまして、その間三・二％に引き上げられました交付税との間の調整というものは行なわれてきたような次第でございまして、本年度は一兆九千五百億の国債を発行いたしておりますが、これは現在のようないきなり景気の落ち込みに対する国の処置でございまして、このよう大幅な、歳入の一七％を国債で占めるといふようなことは将来ともに続くべきような処置でないといひます。私はこのように考えておるものでございしますが、これは景気浮揚のためもありまして大幅な国債発行という姿になつた、それが今日の状態でな

からうかと思ひます。交付税そのものの措置につきまして、税率を引き上げるといふ考え方もあつたのでございまして、私たちが一時の、これは立ち直さなければならぬ、また立ち直るものであるといふことで、年度限りの特例交付金というもので、税率を引き上げることなしにやつていたといひますが、いま御指摘のように、交付税そのものも考えなければならぬんじゃないかと思ひます。これは、たとえ景気が上昇いたしましても、私は、四十一年から四十二年にかかつて景気が上昇したような、高度経済成長に伴うところの爆発的なような景気の好況というものは期待すべきでないし、また期待されたいと思ひます。したがひまして、後半期におきまして景気の上昇があらひましても、過去におけるような率に及ぶような景気の好調というものはなくして、安定した景気の持続という姿に持つていかなければならぬ、こう考えるものでございまして。

一方、このごろやかましく言われます社会資本の充実あるいは福祉政策への転換ということによりまして地方の財政需要がますます増加してきていることは事実でございまして、私は、本年度のような異常な景気の落ち込み、これに対処するために交付税そのものを考えるのでなくして、安定した経済成長のもとにおいても、政策転換としての地方財源の充実というものを十分に交付税制度がいかにあるべきかといふことを考えるべきでないかと、かように考えております。その際に、国のそういった財政運営に際しまして、この地方財政の弾力性というものは、国との財源調整のやりとりでなくして、交付税そのものの中に、地方財源として、そのものの自身において、財源調整の道をも含めて考えなければならぬのではないかと思ひます。

また、交付税率その他のあり方等につきましても、私は、現在の財政需要の増加ということについてこれではいかうかといふことを考えるべき時期に来ておると。そういう見方では、藤原委員

の言われます交付税制度そのものを検討すべき時期に来ておるといふことに對しましては同感でございます。しかし、この問題は、単に交付税だけの問題でなくして、国と地方との税財源のあり方、あるいは地方債のあり方、あわせて国と地方との事務配分のあり方等地方自治の根本にわたるすべてのものを総合的に勘案せなければならぬ問題ではなからうかと思つております。そういう意味での交付税に対する根本的な検討ということとを早急に考えなければならぬ時期に来ておると、かように考えておる次第でございます。一方、税制調査会等ではそれらの長期答申をお願いいたしますとともに、本年は、特に法律によりまして地方制度調査会の委員の任期を二年にしていただきまして、長期的視野に立つたところの地方行政のあり方を検討することにしたしておるような次第でございます。いま言われたように、問題は、景気の安定した持続というものを根本に置き、しかも、ふえてまいりますところの地方財政の需要の増加あるいは社会資本の充実という政策転換に立つたところの財政のあり方ということとを勘案しながら税並びに地方債、そして事務配分、これらを総合的に考えなければならぬ、このように考えておるような次第でございます。

○藤原房雄君 この交付税制度の問題につきましても、いろいろお話がございました。確かにいろいろな客観情勢も変わつておりますので、十分な御検討をいただきたいと思つますが、先ほど大臣からお話のありました地方制度調査会の答申の中にも、こういう問題が取り上げられております。いづれにしても、交付税、地方債、地方税という三つのからませ合ひがどうバランスをとっていくかという問題になつてくるだろうと思つております。交付税が、いづれにしても、交付税が地方財政法からいきましても固有の財源であるという観点からいいますと、地方自治体が健全な財政運営ができるような方向が最も望ましいことは当然なことだと思つます。そういうことからいまして、確かに国債の発行というものは長期的

ではなく、景気のいい悪いということや、またいろいろな諸条件を勘案してなされることでありますけれども、国の規模が大きくなればそれに伴つて地方財政も、地方の仕事もふえと、こういうことにもなるわけでありまして、また、国債発行にいたしまして、一年ばかりで、次の年は全然ないということでも決してありませんし、こういうことを考え合わせますと、当然、そこには、答申の中にもありますように、国債発行という額に見合う一定の交付税の財源というものは考えていかなければならぬのじゃないか、こういう気がしてならぬのでありますけれども、答申にありますが、これも含めまして、現在、どのようにお考えになつていらつしやるかお聞きしたいと思つます。

○国務大臣(渡海元三郎君) 交付税は、御承知のとおり、いまの国税三税の三三〇という額でございます。その国税三税によつて当然出されるべき財源を国債発行というふうな財源によつて行なつたならば、それに伴うところの地方において措置すべき地方負担というものが三三〇の交付税という形で地方へやつてこないから、そういう意味で公共事業を国債発行でせめられるときには、国債発行に見合うところの額も当然入れるべきじゃないかという議論は、いままでからたびたび議論として存在することは私も承知しておるところでございますが、しかし、従前も国債発行の四十一年度以来毎年これを繰り返してやつたおりましたが、その間は交付税率を引き上げるといふふうな姿でなく、景気の持続で三税の伸びによりましてまかなうことができたものでありますから、そういうふうな姿でございまして、たまたまこれは景気の異常なる沈滞といふところから、国債額の発行も歳入総額に占める額一七〇というふうな、異常な一兆九千五百億というふうな数字に達しました関係上、そういうふうな議論も起こり得るところと考えますけれども、いまも申しましたように、私たちは今回は異常な措置であつて、これが将来ともこのような姿で続くものでない、また、景気

は年度後半にはことしの予算その他の諸措置によりまして回復し得るといふ姿で一年限りの特例金あるいは交付税に対する借り入れ金その他の分に對しましては地方債の発行というところで処置していただいたような次第でございます。なお、国税三税のあり方等から国税三税の三二〇でなくして、国債収入全額のものにしたらどうかとか、いろいろな議論も検討されておるところでございますが、これらはいま申しました国、地方との財源配分の形、あわせて事務配分の形にあわせて総合的に考えるべきものであつて、直ちに一部だけをもちて処置するといふふうなことはむしろ避けるほうがよいのではないかと、総合的な考へに立つての抜本的な対策として慎重に検討すべき問題でないかという姿で私たち臨んでおるような次第でございます。

○藤原房雄君 まあ国債発行につきましても、これは一兆九千五百億、まあ四十六年度も一兆二千二百億ですね。来年だつてそう減るだろうというところも考えられませんか、またこの国際経済の中での問題でもあります。決して一年二年という短期的なものではないという、やはり長引けば長引くほどその影響というものは大きいわけでございますが、こういうことを十分に御配慮いただきまして、今後検討事項としてひとつお考えいただきたいと思つたのであります。さらに四十年、四十二年の不況のときと今とはどういう面が違ひ、また対策上どういふふうな処置したかということになるわけですが、これもいろいろございまして、ことを申し上げますといふことがございまして、けれども、四十年、四十一年のときには交付税率を引き上げたという先ほど大臣のお話がありましたけれども、それから臨時交付金の創設とか特別事業債の発行とか、こういうことで処置したわけでありまして、このたびはいづれも地方債の発行という、またこの交付税特別会計における借り入れ金、借金でまかなおうとする、そしてまた来年にすぐこれが景気が回復するという見通しも立つような立たないような、こういうことで、必ずあとあとに財政負担の問題が残るのではないかと、こういう危惧を非常に深くするわけでありまして、冒頭にお聞きいたしましたように、経済見通しが、政府の考えでいふように後半から上向けばよろしいわけですが、そういうことを、いやないじゃないかと思つます。こういうことを考えますと、地方財政が四十年、四十一年当時より非常に今後問題が残るような気がしてならないわけでありまして、こういう点についても大臣はいろいろお考えになつていらつしやると思つますけれども、これらのことをひつくるめまして今後の対策といふことが、本年度の地方財政の落ち込みをどうささえていくか、借り入れ金に依存するといふ従来の考え方ではないのかどうか、この点どうお考えになつていらっしゃるか、この点ちよつとお伺ひしておきたいと思つます。

○国務大臣(渡海元三郎君) 四十一年度のときには交付税率の引き上げを二・五〇、なおそれで不足する財源を特例交付金、そして景気の浮揚のための公共事業の伸びというものを地方負担に對しまして、特別事業債というものを発行して、それらうような処置を講じた次第でございます。それらに對してことは、いま御指摘のように、年度限りの特例交付金というものをやつたけれども、その他のにおいては地方債、あるいは交付税、政府資金の借り入れと、特別会計の借り入れということとで処置しておるのじゃないか、これが後年度に對して地方財政の負担にならぬかというお尋ねでございますが、確かにそうでございますが、四十一年度で二・五〇の税率にしたために、その後の経済の好況に相まらぬで、相当地方財政を潤してきたといふことは事実でございます。三二〇に引き上げたという交付税率を、さらにことしも足らないからといって、交付税率の引き上げをすべきであるかどうか、この点は将来の地方財政のあり方、平年度に戻りましたときのあり方等を考えましたならば、国と地方の財源配分ということとで三分の一近い税率というものは、三二〇は固定したものであるという考えでございませんけ

れども、ある程度限度にきたたではないかというふうな考え方が、四十一年度に根本的に存在することとは御了解願えるであらうと、かように考えるのでございます。そのために、本年は軽々に税率の引き上げというふうな恒久措置によらず、一時的な景気の沈滞による措置は年度限りの特別交付金と、なお足らざる分を特別会計の借り入れというふうな姿で処置していただいた交付税率の違いというものが、四十一年度と本年度との違いをつくった根本であらうと、かように考えます。三分の一近い三二%にきておるといことは、単に景気の不調によって、そのたびごとに税率を引き上げて処置してきたというふうな措置でなくして、先ほど藤原委員も述べられましたように、交付税率そのもののあり方を国と地方財源の配分の中で根本的に他の措置とも総合的に考えて検討しなければならぬ税率にすでに到達しておるのではないかとこの案の違ひがあらうと、かように御勘案賜わりたいと思います。また、交付税率の借り入れない地方債による措置等によりまして、後年度において負担をかけること、これは事実でございます。しかしながら、私たちは、国の一兆九千五百億が歳入総額の一七%というふうな数字に比べて、地方財政の起債の発行額は大体八%にとどまり、後年度にぬぐい切れないほどの負担はかからないであらうと、かように考え、地方債によるところの処置をとらしていただいた次第でございます。しかし、後年度の負担になることは事実でございます。一番おそろしいのは、地方財政のこういって苦しさの中から、財政的に中央集権になって地方自治を阻害されるというふうな姿が起つてはならないと、十分配慮しなければならぬと、十分配慮しなればならないと考えております。そのためには、三千二百余りの地方団体のそれぞれの実態をながめながら、後年度にたいして、後年度の財政的に地方財源が中央集権の形に持たれていけるようなことのない、地方自治が阻害されることのない

ような財政運営をはかっていかなければならないと考えております。そのために交付税率のほうで、少なくとも、たとえ借り入れを行なっても市町村にたいしては交付税をもって措置し、また、市町村の税率は大体安定した税率でございすので、まあ例年と比べては落ちたておりますが、府県税が大体二・五%ぐらいの伸びが期待できないのに対して、市町村税の伸びはなお一四・一%ぐらいの伸びが予想されますので、交付税の総額を昨年並みに持ってくることにによりまして、市町村におきましては、いわゆる起債によるところの借金財政というものがあまり起こらないように、府県並に大都市といったような財政力も大きく、また財政運営に弾力性を持ち得るところにおきまして、主として地方債によってまかなっていただくというふうな措置によりまして、後年に対する財政負担についても、これによって地方自治の阻害を来たすことのないように運営をしていきたいと思います。このよう注意のもとに財政運営をやることにより、本年度の借り入れをできるだけ最小限に、地方自治体の財政に対する過重というものを押しとどめていきたいと思います。このよう配慮のもとに財政運営を今後やらしていただきたい、かように存じておる次第でございます。

○藤原房雄君 まあこの三二%というのはそのその限度ではないかというお話でございますが、この三二%という比率の持つ意味というものは、これはいろんな角度から検討しなかならないことだらうと思います。しかし、まあこのたびの財政の落ち込みというものは、経済の変動に伴うものであるとともに、まあいろんな要素があるわけでありまして、その中で恒久的な要素が、一時的な景気の悪いだけではないとして、所得税減税に伴う地方財政の減少ということもあるわけでありまして、また、公務員の給与のベースアップによりまして借り入れた、それはまあ当初の予想よりもはるかにベースアップしたその分に対しての財源措置、こういうことも、一時のやりくりで、借り入れ金でやっているわけでありすけれども、本年度の地方財政を見ますと、所得税減税とか、また公務員のベースアップとか、こういうことを考えあわせると、決して一時的なものだけではないで、やはり恒久的に対策を講じなかならない要素もあるわけでありす。そういうものに対しては、まあ借金といいますが、借り入れだけで、一時的に処置しただけでは、たして地方財政の財政上それがどういう影響を及ぼすかという、こういうことを考えます。これはやはりそれ相応に見合った恒久的な財源というものをバックアップしなければならぬと、まあ私は考えるわけでありす。このように、現在の地方財政の置かれる立場を考えますと、どうしてもやはり交付税率の引き上げという恒久的な財源の措置といふものがやはり一つの条件であらうと、こう思うわけでありす。その件につきまして、三二%の持つ意味、これは限度なんだ、そういう観点からいろいろお話があらうけれども、現在地方財政の置かれておる立場というものは、三二%というパーセンテージだけではなく、この借金財政の中にあるということをお考えあわせ、地方財政の立場に立ってお考えいただくならば、やはりこの交付税率の何らかの引き上げというものがどうしても必要じゃないかというふうに考えるわけですから、その点についてはいかがお考えですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私、限度だということとを申しましたけれども、もうそれ以上上げたらいけないんだというのでなく、いまの国と地方との財源のあり方としての交付税制度のあり方と、三分の一に近い交付税率三二%という姿になっておりますところから、軽々に動かすべきものでない、まあそれは四十一年度二・五%上げました。あるいはその前にも不足したときには交付税率を上げるんだという姿で上げてまいりました。そういって、足らなうたら交付税率を上げればよいというふうな姿で考えられないような数字、すなわち三分の一の程度に達したのが三二%だと、こういう意味でまあ申さしていただきましたので、限度という姿でしたらあまりにきつく響くことばじゃないかと思ひますが、そういう意味で使わしていただきましたことばでございます。ひとつ御了承賜わりたいと思ひます。

なお、いま、所得税の減税あるいは給与の改定その他は恒久的な措置だから恒久的な財源を与えるべきじゃないか、それを交付税率の引き上げでやるのか、税というものでやるのか、とにかく恒久的なものでやらなければならぬといふ、できればこうであるというふうな——いままでは給与のベースアップその他がございまして、それがたまたま景気が非常に沈滞しておるものでございすから、ベースアップの分がむしろい言われたいように、恒久的なもので与えられておらぬといふふうな姿であらうておるのではないかと思ひます。それを一時的なものとながめまして、借り入れ金あるいは特別交付金等措置をさせていただくというふうな措置をやらしていただいたのでございす。また、所得税の減税でございますが、ある時期におきましては、国が行ないました所得税の減税はそのまま交付税の額に響いてくるものでございすから、その分だけは交付税率の引き上げを行なえというふうな議論が繰り返して行なわれ、また実施に移されてきたことは当然でございますが、四十一年度三二%になりました。それから、たまたま所得税の減税が行なわれたのでございす。そのつどには交付税率の引き上げ、税率の引き上げという姿で措置もいたしておりました。その意味におきまして、三二%という数字が非常に好景気のために相当余裕があるような姿になったとき、まあ国庫財政その他におきましては、むしろ地方財政に比べて国庫財政が苦しいのだから国庫財政の意味で税率の引き下げを行なうてはどうかというふうな強い要請もたびたび出たのでございす。軽々に動かすべきでない

付税の中に入れてやるべきではないか、こういう議論も財政当局、国庫当局にありましてはあったところでございますが、私たちは、沖繩に対しては特例交付金で処置することによって、ある程度の暫定期間をかけて、この交付税の中に持っていくというようないちいちの処置をすべきであるというのを主張いたしましたして、沖繩の特例交付金という形で法案御審議を願つておるといふのが実情でございます。

○藤原房雄君　まあ、いまの大臣のお話の中にも、ございしたけれども、しかし、この地方交付税制度というものがつきまじって、抜本的にいろいろ検討しなければならぬという問題もあるの、ございますので、その点ひとつ十分御配慮いただきたい、かように思う次第であります。

時間もあれですので次に移りますが、地方交付税の配分というのは、どうしても景気の変動によって影響される、これは御存じのとおりでありますが、特に法人関係税の多い府県税におきましては、その影響が大きい、こういうことで、また、さらに二次、三次産業の構成比の高い先進

的な都市に、不況がまいったときに税収の停滞が著しい、こういう場合があるのでありますが、地方交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差額に応じて交付することになっておりますので、やはり景気の落ち込んだときには、府県によりま

して、市町村にふりまされてたれへんか。んなといひますか、違ひが出てくるわけでありまふ。このこともよく言われていることでありますけれども、こういう法人関係税の多い、景気の悪いときに落ち込む地方団体、こういうところにはそれ相応の交付税が配分になる。どちらかという

と、あまり落ち込みの關係のないといいますが、農林漁業を中心とする一次産業のような市町村については、あまり落ち込みはそうはなはだしくないという、こういう落ち込みにならないです。そうすると限られた交付税の配分でありますので、落ち込みの大きい都道府県のはうに配分がどうして

も比重が多くなる。そしてまた、農林漁業を中心

とするような市町村に對しましては、交付税の配分が従来と変わらないといふか、どちらかという、比率からいへば限られた交付税の配分でありますから、他にたくさん行けばこちらのほうが少なくなるというふうな、こういう関係にあるわけでありますから、どうしても過疎地といわれるような、農林漁業を中心とする一次産業の多いところにつきましては、配分が少なくなると、こういう結果になるわけであります。こういうことを考えますと、交付税の今日のあり方というものを考えましては、経済の変動によりまして、各市町村、府県にいろいろ影響が出てくるわけでありまして、年度間に安定をした配分、こういう面を考へますと、アンバランスがいふところに出てくるのじゃないか、こういう点は是正といふ点をよく考への上に地方交付税の制度というものをどのように運用していらつしやるのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思ふんです。

○國務大臣(渡海元三郎君)

いま申されましたように、交付税が基準財政需要額と基準財政収入額との差額である。しかも限られた額である。したがって、非常に税収が落ちたならば、額は同じであつても、いまのように税収が落ちたところにたくさん行くから、結局同じようなあまり変動のないところの額が少なくなってくる、御指摘のとおりでございます。

したがいまして、本年度は交付税の額も一般会計におきまして、不足財源の措置としてとりました地方債の増分の額とあわせて考慮するといふような措置を考へなくちゃならないんじゃないか、かように考へております。その意味の配分の方法におきましては、いまその御心配もございしますので、起債をあわせて考へさせていただきます。一般の考へ方といつしましては、財政規模の少ない地域、しかも弾力性の乏しい市町村に對しましては、従来と同じような交付税を配分することにしまして、地方財政運営に激変を与えないように、財政力のあり、しかも弾力性のある運用することが出来る府県、あるいは大都市におきまして、起債等を合わせた措置を講じまして、今回のこの不況を切りしのぐところの財政運営をやらしていただきたいというふうなやり方で、交付税の配分をさしていただきたい、このように考へておるような次第でございます。

な、細部の点につきましては、局長のほうから具体的に答へさせていただきます。

○政府委員(鎌田要人君) 簡単に御説明申し上げます。御指摘のとおり、明年度の普通交付税の伸び、非常に伸びが小さいものでございしますから、まず総額の確保をいたしまして、第一に千五百億とそれから千六百億、いわゆる特会借り入れでございしますが、これにつきましては、全額これを普通交付税に充てることにいたしました。

第二点といたしましては、御案内のとおり、基準財政需要が伸びますのは、結局普通交付税の額プラス基準財政収入の額の、この両方の伸びる分だけ基準財政需要額が伸びるわけでございます。

ところが、ただいま御指摘になられましたけれども、特に府県のほうの税の伸びが小さい、低い。それだけに基準財政収入の伸びが小そうございしますから、ほうっておきますといふと、府県のほうに交付税が流れる、市町村のほうに行かなくなる、こういうことがございしますから、ただいま大臣からも御説明申し上げましたこの千五百億の地方債といふものを、交付税と連動させまして、大体大ざっぱに申しまして、千五百億の中から二千六百億程度のものを、基準財政需要額を振りかえて起債に移す、これを財政力を勘案いたしまして府県と大都市、こういうところを中心に交付税と振りかえる、こういう措置を講じております。他方御指摘になられました過疎地域等を中心としたします弱小市町村、弱小団体に對しましては、農林水産業に關します基準財政需要額を増額しますとか、あるいはほうっておきますといふと農業センサスの結果、農業人口が減つておりますそういうものにつきましては、激変緩和のた

めの復元措置を講ずる、こういうことによりまして、弱小団体に流れます交付税といふものの増額をはかつておる。したがいまして、結局府県に對しましては、いまの投資的需要の起債振りかえ、それから先ほど申しました千五百億の中の九百億余りのものは法人関係税の落ち込みにいわけば比例いたしました、この事業にはつて起債の配分をする、こういうことでまあおつしやいましたように、限られた中の中で、どこにどう配分をするかといふことになるわけでございます。が、与えられた中で、できるだけみんながひとしく所要の財源といふものが確保できるように、交付税と起債と連動して措置をいたしたいということでございます。

○藤原房雄君

次は起債の限度額ということについてです。これもいろいろ議論なさつておられるようでありますけれども、国が財源不足の場合には、国債を発行するわけでありまして、地方においてはこれは地方債、それぞれの財政規模に応じてこれを維持、増大させるためにこのような処置をとるわけでありまして、しかし、これはいづれも地方財政にあまり多くの起債を背負わせるということになります。これは後々大きな問題を起すことは当然であります。私は何も現在地方債が多過ぎるとか、こういうことを言うつもりはございせんけれども、いまの、先ほどからのいろいろなことを勘案いたしますと、どうしても一時的にせよ地方団体の借金を背負わなければならないことになりまして、そうすれば当然それに伴つて限度といふものもあるだろうと思ひます。いま冒頭に大臣は、今年の後半景気が上向くだろうといふことでありますけれども、最悪のことを考へますと、やはりそう甘く考へられないいろいろな条件もあります。こういうことからいたしまして、地方団体の健全な財政運営の立場から歳入構成比における地方債の依存度といふか、こういう点につきましてはやはり目安といふものはなければならぬ。このことにつきましていろいろ議論があるようでありますけれども、大臣とい

しましては、この問題についてはどのように考へになつていらつしやるか、その点お伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡海元三郎君)

地方債の限度につきましては一〇%以内にとどめるとか公債費一〇%以内にとどめるとか何とかいふふうな議論、種々あることは事実でございます。私も今回の財政計画につきまして、安易に不足は地方債によればよいんだというふうなことでやつたものでなく、将来にわたるところの財政負担等も勘案いたしまして、この程度であれば、一番最初抽象的に申しましたが、大きな過重を地方財政の後年度に及ぼすといふふうなことはなからうという見通しのもとに、今回財政の歳入面に占める公債費の依存度といふか、八%というふうな数字をとらしていただいた次第でございます。地方債の内容そのもの、また償還期限の延長というふうなことも考慮に入れながら、将来各年度にわたるところのこの支払い等も数字的にも勘案しながら地方債にやらしていただいたという姿でございます。まず限度額の目安といふものもございまして、これは議論の存するところでございます。いろいろございしますが、今年度の具体的な八%は、いま申しましたような意味で私は踏み切つたような次第でございます。なお、地方債といふものは後年度に負担を残すものでございしますから、それに後年度に効果及び、後年度の住民がこれを負担していただけるような事業にこれを充てるという運営をせなければならぬ、こう考へております。その意味におきまして、現在の地方が持つております財政事業といふものの中には社会資本の立ちおくれといふことがございまして、しかも福祉行政に政策を転換したときには、何と申しましても地方が単独でやるどころの住民に直結したきめこまかい施策が必要でなからうかと、かように考へておるような次第でございます。四十年から四十一年度にかへましては国の財政が不足であると、同時に地方財政も苦しい、そのためには国が補助を出すところの公共事業はやるけれ

ども、国の補助を伴わないところの一般単独事業はこれから始まるんだという姿で大幅に単独事業を減らす。そのことによりまして地方債の発行というものが少なく済んだんでございますが、私は今年度の財政対策におきましては、福祉政策を充実するためにはどうしても単独事業を落とすことはできない。しかもこれは後年度の住民の方々にそのまゝ効果を及ぼすようなことであるから積極的に地方債を活用してもかまわないんじゃないかというところから四十一年度の地方債の活用をはかることによりまして福祉政策の充実を期し、また住民の要望にこたえていただくという意味で、単独事業も去年と変わらないような大幅な単独事業を組むように財政計画上処置させていただきました。このような関係で地方債がふくれたのでございますが、八割というものはそういうような点を勘案いたしまして、将来の拡充等々勘案いたしまして忍び得るものでなからうかという観点に立つて今回の措置をさせていただいたような次第でございます。

○藤原房雄君 それはいま大臣のおっしゃったこともよくわかりますけれども、確かに大きな社会資本の充実というが、福祉政策の転換というが、こういうことで地方財政のしなやかにならない事業というのは非常に多いわけでありまして、それだけに安易な方向に流れてはならないし、またしなやかにならないことがたくさんあるということ、そういう点も節度というものが当然そこにあつてしかるべきだろと思ひます、ということをお申し上げたわけでありまして、次は、国といたしましては社会資本の充実ということからいたしまして、いろんな計画をなされております。特に今年度は景気浮揚策ということでいろんな対策が講じられておりますが、いづれまた何カ年計画という国の計画のもとに、道路整備五カ年計画ですか、そのほかいろんな国の計画がございまして、全部長期計画を立ててものごとを進めていくというのは当然なことだと思ひますが、市町村道につき

ましても非常にこれはおくれれておりましていつも問題になることでありますけれども、この整備というものが非常に叫ばれておるわけでありまして、この市町村道の整備事業に對しまして国としてはいろんな計画が立てられているようでありますけれども、しかし、それに対する裏づけの財源というものが十分でないところからなかなか計画が進まない、こういうことを私もよく感ずるわけでありまして、ビジョンというものはそこに設定されますけれども、それに伴う十分な財源というものが伴わない、そのために市町村道の整備というものはなかなか遅々として進まない、最近の舗装率等を見ますと、国道等におきましては急速な舗装率がアップされておりますけれども、市町村道につきましては遅々として進まない現況にあるわけでありまして、こういうおくれた、これは道路だけじゃなくて、下水道にいたしましてはみんなそうでありますけれども、長期にわたる計画とともに、それに伴う財源というものを對して十分な措置をして大きな推進がなされるような措置が現在にはあまりにも手落ちじゃないかと、こう感ずるわけでありまして、社会資本の充実が叫ばれる昨今であります、自治省といたしましては、この市町村道の整備事業というにつきましても、相当な意欲を燃やしていられしやと思ひますのであります、市の事業に伴う市町村の裏財源、また、市町村道の道路整備、市町村が行なうべき、なすべき事業に對しての国の力の入れ方といひます、こういうことにつきましても、もっとも強力な対策が講じられなければならないというところを、しなやかに感じますが、この点についてはどのようになっておりますか、現況についてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(渡海元三郎君) 各種五カ年計画に對しまして国のほうは着々やっておりますが、地方はその財源もないじゃないかという姿でございますが、私たちが、いわゆる百十兆円ビジョンというものを、地方で社会資本の充実のために昭和四十

五年から十一年で大体百十兆円の建設投資を行なうことができるであらう、その間の地方財政の伸び等、いろいろ前提条件というものがございまして、一応百十兆円に合わせまして、国の持つておるような各種計画に即応して地方財源を確保するとともに、地方単独事業を充実し得るような一応の目安というものを立てて指導をいたしておるような次第でございます。この地方財政計画そのもののビジョンがまた府県なり市町村なりにおきまして、その積み上げが私たちのビジョンになってくる、また、それに基づいてのものが国の五カ年計画になるという姿に一致されてきたら一番よいのでございますが、まだ具体的には各市町村はそこまですべておらないと思ひますが、逐次そういったような国の計画が立つことによりまして、地方のほうにおきましても将来の財政を見通しながら効率的な建設事業の促進をはかつていくというふうな指導をやつてまいりたいと思つております。

具体的には市町村道のことでございますが、五カ年計画が随時進むに従ひまして国から府県へ、府県から市町村へと、五カ年計画の道路計画も多分に事業内容が移つてくることはもう当然でございます。その意味におきまして、今回の地方道路五カ年計画におきましても、地方が受け持つべき部分も相当多額になつてまいつております。これらに對する財源措置としまして、特定財源が少なうことは御指摘のとおりでございますが、昭和四十三年に自動車取得税を取りましたときも市町村道路財源としていた。その後、昭和四十四年には地方道路譲与税の基準配分を府県から市町村重点に移すような基準の変更もいたさしていただきました。また、昨年からは始めておりますところの、いまの自動車重量税の譲与税分は全部市町村に配賦するという姿で逐次市町村道路財源の充実を期していく。特定財源のほうだけでは不十分でございますので、地方交付税の基準財政需要額におきましても逐年ふやさしていただきました。これら

の充実を期していきたいと考えておるような次第でございます。まして、四十七年度の具体的な案につきましては局長のほうから御説明させたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) 四十七年度の道路関係市町村分でございますが、市町村の負担に帰しますものが補助、直轄関係で八百二十四億でございます。また、もつぱら地方単独事業を大幅に増額いたしておるわけでございます。地方単独事業を含めまして全体で四千四百七億でございます。それに対して財源内訳をいたしましては、この特定財源、地方債等の八百億を除去しまして残りの三千六百億余りのものは基準財政需要額にこれを算入するということになつておるわけでございます。ちなみに市町村道にかかります市町村負担額というものは前年に比べて約千億程度増加をいたしておるわけでございます。

○藤原房雄君 それから、これもよくいわれておりますが、公共事業債についてですけれども、今回のこの地方財政対策の一環として公共事業債が三千五百億増額されたわけでありまして、それに伴ひまして、これに見合うものを基準財政需要額から削減して地方債に振りかへた、こういう措置をとつたようでありまして、その結果、公共事業費の支払いの高い府県とか市町村においては交付税額は大幅に減るのではないかと考へられるわけでありまして、これに對しては起債の増額によつて対処するということでありまして、けれども、しかし、財政力の乏しい、弾力性に乏しい府県や市町村におきましては、これの受ける重荷というものは非常に大きいんじゃないかと考へるのでありますけれども、この点につきましましては、自治省としてはどうお考えになつていらつしやるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(鎌田要人君) ただいま御指摘がございましたように、交付税全体の伸び、あるいは税の伸びが少のうございますので、結局、投資的経費にかかりますものの中から、先ほど申し上げましたように三千六百億程度を基準財政需

要額から地方債に振りかえております。これは地方団体全体といたしまして比較的財政力の相対的に高うございます。府県、大都市というものを中心にいたしまして、したがって道路、それから港湾、あるいは河川、こういったものを中心にして振りかえを行なっておるわけでございまして、その結果といたしまして、この地方債に對する将来における元利償還の措置というものをどのように考えるの、ということに帰着するのであると思ひます。先ほど大臣からも申し上げましたように、公債費全体の地方財政に及ぼします影響というものがつきまして、私も、いろんな府県、大都市の実態に即しまして公債費の試算をいたしておるわけでございまして、現在、御案内のとおり、四十五年度決算におきまして公債費の一般財源に占めます割合は五・一％でございまして、府県の場合でございまして、一％と五％を切っております。したがって、現在の趨勢からもつていたしまして、この程度の公債の振りかえによります増進というものをもつていたしまして、これはもちろん将来に對します税率あるいは交付税の増加の見通しの問題とも関連をいたしますけれども、かりに、ことしの伸び率一・二・九％と申しますのがことしの名目経済成長率になつておるわけでございまして、これで将来とも推移をするという、まあいけば低目の計算をいたしてみましたが、公債費といたしましては大体九％台、府県の場合でございまして九％台にピークでもとどまるのではないだろうかというふうにお考へしております。

○委員長(玉置猛夫君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起こして。

○藤原房雄君 時間もたいへんないようなん

で、何点かにしほつて話したいと思ひますけれども、一つは、地方公務員の給与改善措置ですね。これは毎年まゐ行なわれていることであります。これは国家公務員の人事院勧告がありまして、それに伴ひまして、国に準じて地方公務員の給与改定が行なわれ、その財源措置ということでいつもいろいろ措置してきておるわけでございまして、本年は沖繩を除きまして千九百五十五億でございますが、所要の経費を交付税の需要額に算入されておるわけでありますけれども、本年も、現在民間におきましてベースアップの闘争が続けられておりますので、さだかではありませぬけれども、当然国家公務員の人事院勧告がありまして、それに伴つて地方公務員の給与改定も出てくると思ひます。そういたしますと、予定額より上回る人事院の勧告が当然予想されるだらうと思ひます。そのときには当然地方公務員の給与改定につきましては、国に準じて行なわれるだらうと思ひます。それに対する十分な措置も講じなければならぬこととも当然でありますけれども、これについてはいままでと同じように行なわれるということにつきまして大臣がどうお考へになつていらつしやるか。この点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡海元三郎君) ただいまから年度内におけるところの、何といひますか、給与改定の人事院の勧告その他を予想するわけにはまいりませんけれども、本年度の給与に對しまして、例年のように八％の財源を余裕金といたしまして一応組み立てたいておるような状態でございます。もしこれを上回るような勧告がなされ、国家公務員のはうにおきまして勧告を実施されるという姿になりまして、これに準じて地方も行なうのは当然のことでございますので、そのときには私たちが、国に準じて地方公務員のベースアップができますように最大の努力をいたしたいと、かように考へておる次第でございます。ただ、本年度はきびしい財政の中で、こんなことを申しても無理でございますけれども、一応八％は入れさせていただきますが、いま藤原委員御指摘のよう

なことも勘案いたしました。従来やつておるような国の補正予算を組むというふうなことも安易に考へることはできませんので、各県におきまして八％の余分に、できればそういうふうな弾力性を持たしての財政運営をお願いしたいというふうな指導は、行政指導といたしましてあわせお考へ願つておるような次第でございます。

○藤原房雄君 次は、項目的に何点かお伺いいたしますけれども、実は、この広域市町村圏に對する交付税の措置についてであります。改正要綱によれば「広域市町村圏内における基幹生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を講ずること」になつておりました。事業費補正等によつて三百七十億ぐらいの需要額を積まれたように聞いておりますけれども、広域市町村圏の整備の状況とか、また需要費総額の内容、この点について概略でけっこうでありますから、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) これは、財源措置といたしましては、財政計画上千百七十九億計上いたしまして、前年度に比しまして五百六十三億円増額をいたしておるわけでございまして、また、ただいま御指摘になられましたような交付税上の措置をとつておるわけでございまして、この計画につきましては、行政局のほうで所管をいたしておりまして、現在ここに資料を持つてまいつておられますので、後ほど調査の上御報告させていただきます。

○藤原房雄君 それじやまた後の機会にお伺ひしたいと思ひます。

次は、具体的な問題になりますけれども、産炭地域問題につきまして、これもまあ昨年の当委員会におきましていろいろお聞きしたわけでございまして、北海道におきましては、深刻な問題として、石炭産業の相次ぐ閉山、そのために伴う産炭地の市町村全体の受ける影響というものは、これはもうはかり知れないものがございます。去年もいろいろな財政措置等対策を講ぜられたようでありますけれども、まあ去年から今年にかけては

も相当な閉山を予想されております。また、同じ産炭地といひましても、九州や常磐とは違つて、北海道におきましては炭鉱の閉山は即その町その部落が消えてなくなるといふやうな、そういう特殊な事情の中にありますので、それに伴う地方財政のバックアップというものがたいへん重要な要因になるだらうと思ひます。北海道からも各産炭地から自治省のほうにもいろいろの陳情が来ておると思ひますけれども、本年度産炭地に對しての財政的な援助対策こういうことについてお考へになつておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) 御案内のとおり、産炭地域につきましては、地方財政の面におきましても非常に力をそそいでおるところでございまして、まあ本来は、御案内のとおり、産炭地域の振興整備、これはやはり一つは産炭地域のいわば地盤沈下というものの對するどのような緊急な措置を講ずるか。恒久的には産炭地域振興のために、たとへば企業を誘致をしてそこから住民の雇用の機会と所得の機会を与える、それによりましてこの産炭地域の市町村の財政面におきましても安定をはかつてまいる、こういうことになるわけでございまして、御案内のとおり、通産省の所管に相なつておるわけでございまして、産炭地域振興臨時措置法によります公共事業等の国庫補助のかさ上げというものがございまして、そのほかに私どものサイドといたしましては、今年の改正におきまして、事業税の減免を新たに対象に取り上げまして、それに対します交付税による補てんの措置を講ずるといふことを、これはまあ今年の産炭地域振興臨時措置法のたつた一つの改正点でございまして、実は私どもは国庫補助のかさ上げがそれに連動して、呼応して行なわれることを期待しておつたわけでございまして、これはことしは行なわれない。伝へ聞くところによりまして、と、国会でもこれが問題になりまして、来年度におきまして大幅な国庫補助の引き上げをはかるということを通産大臣がお約束されたやに聞いてお

るわけでございます。で、私どものサイドといたしましては、普通交付税におきまして、この基準財政需要の算定上、市町村におきまして前年に比べまして五億増加いたしました三十億余りのものを措置をいたしておるわけでございますが、そのほか地方債、それから特別交付税、こういったものによりまして万全の措置を講じてまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。ちなみに、この四十六年度におきましては、普通交付税のほか特別交付税におきまして、府県、市町村を通じて六十二億を措置をいたしておる、こういうことでございまして、四十七年度におきましてもまた引き続きまして、乏しい特別交付税の内容ではございませうけれども、実情ではございませうけれども、その中で最大限の努力をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

○委員長(玉置猛夫君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(玉置猛夫君) 速記起こして。

○藤原房雄君 この産炭地の問題につきまして、非常に土地柄北海道におきましては特殊な事情の中にあつたので、いろんな本年もまた措置がとられるようでありませうけれども、ひとつ自治省の立場からよく御検討、御配慮いただきたいと思うわけでございます。

次は、地方で問題になっております地方関係線のことでございますけれども、これもたいへんな問題でございます。一つは、五年以内に撤去するけれども、地方で希望するならその五年については国鉄の赤字額の三分の一、五十億ですか、地方が負担せよということでありませうけれども、国鉄が赤字になったということは何もこの赤字路線だけが問題でなくて、これはいろいろの運輸委員会が議論のあるところだと思ひますけれども、これ全部とは言いませんけれども、地方自治団体に五十億という負担をかけてよ、こすというの、これはちょっと筋が違つてはいないかと、こう思うわけです。この点については地方制度調

査会の答申もあるようですが、地方におきましては、駅があつて町が発展するという、こういう形態がとられております。鉄道が通らなくなる、駅がなくなるといふことに對して、ただ人情論だけではなくして、町の発展上やはりそれは大きな位置を占めていゝといふことで、大臣もよく御存じのとおりであります。代替交通機関があればいいじゃないかといふようなことのものでありますけれども、この点につきましても十分な補う措置がとられればよろしいわけでありませうけれども、町村におきましてはやはり問題があるようございませう。こういうことで、国鉄の赤字ローカル線を廃止するといふことに對しての問題、さらにまた現実に現在先ほども申し上げました赤字額の三分の一に当たる五十億を負担しなければならぬといふ問題、こういうことだけでもたいへんいろいろな角度からいろいろお聞きしなければならぬ、また運輸省の見解等も十分にお聞きしなければならぬかと思ひますけれども、本日は時間もないといふことでありますから、簡単に伺ひますけれども、財政負担です、五十億の、地方自治団体が負担をしいられていくといふことに對してどうお考えになるか、自治省として、これは私もちょっと筋が違ふんじゃないかと思ひます。

それからまた、国鉄の赤字線を廃止するといふことにつきましても、まあ地方制度調査会におきましては、明確な基準といふものを設けなかならないといふことは言つていますけれども、ほんとうにそのとおりだと思ひます。廃止した後の代替交通機関といふものもございませうし、町の発展、また地元民の意見、こういうものが十分に反映されるものでなければならぬ。この地方に行きましても非常に強い反対の意を表明しておりますけれども、こういう、ただ一運輸省のサイドだけできめるべきことではないと私は思ふんであります。この点について、自治大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。この二点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡海元三郎君)

いわゆる地方関係線を廃止するかどうかという問題は、これは私のほうの権限ではございせん。運輸審議会等にはかりまして運輸省当局が立てられたものであらうと思ひますが、いま藤原委員御指摘のように、国鉄が地方の振興をはかる上及び効果といふものは非常に多大なものがあると考えますので、特に過疎対策等を進展いたしておりますところの私たちとしまして、重大なる関心を持つておつた次第でございます。しかし、流通機関の変化といふことによつてやられるものに対しましては、またこれに應ずるような措置を講じなければならぬと、こう考えまして、このことがございませうと、私は特に予算編成の過程におきまして、通常このようないことは行なわれないのでございませうが、運輸大臣も来ていただき、大蔵大臣と私と三人の間におきまして、私は申し入れを行なわさせていただきました。その第一点は、いわゆる地方関係線の整理にあつては、関係地域住民の日常生活に支障を生ずることのないよう積極的な措置を今後とも持つことといふ意味でございまして、いま御指摘にあつた過疎地の足といふものを、鉄道を単になくすといふことであります以上は、これにかわる足の確保といふものをぜひともはかつていただきたいといふことの申し入れをやつたような次第でございます。なお地方関係線の廃止手続その他につきましては、大蔵省、運輸省、自治省との三省間において検討し、その結論を出せといふふうな申し入れを行つたような次第でございます。十分には申し述べたような国鉄の地方に及ぼすところの影響と、もし廃止するとしても、その後の足の確保といふことに對しまして十分なる手だてが打てないようなことがあつたならば困るということをお申し述べた次第でございます。

なお、廃止に決定いたしましたものに対する地方の負担でございます。国の行ないます事業に對して、これは国が直接持つべき負担、経費を持つべきであることは当然でございますが、一度に廃

止されまうと地方に及ぼす影響が大でございますので、廃止するといふことにございませうけれども、地方の要望を入れて五年間に限つては赤字であつても存続していただきたいといふ措置を入れさせていただきます。また、この次第でございませう。そのためには、赤字を国のほうで全部持つといふことはいかかかと、地方も少し持つていただかぬかといふうな話もございまして、いま申されたように、国鉄の運営そのものは国が当然持つべきもので、地方が負担すべきものでございませうが、地方の要望もいれて、廃止に決定したもので直ちに廃止せず赤字であつても五年間に限つて運営していただくといふうな点も考慮いたしまして、三分の一の負担を持つといふうなことに決定していただいたような次第でございます。

なお、この費用を府県あるいは町村に負担するかどうかといふことにつきましては、今後具体的な決定を待つて検討をさせていただきますと思つておりますが、地方関係線はいわゆる過疎地帯に財政の貧弱な町村が多いのでありますから、これらに對しては、措置は検討しなければならぬと、国のほうにおきましてもその財源等につきましては配慮せなければならぬと、このように考えて、目下検討いたしておるようなところでございます。

○田淵哲也君 まず初めに、地方制度調査会の第十五次の「地方税財政に関する当面の措置についての答申」といふものが出ております。この中に「昭和四十六年度において行なわれた所得税減税に伴う地方交付税の繰込みについては、その影響が恒久的に継続するものであることにかんがみ、交付税率の引上げによつて措置すべきである。」といふことがございませう。それからその次に「義務的経費、社会福祉費その他一般的行政経費における財源不足については、全額地方交付税によつて措置すべきである。」さらに「国の景気浮揚策としての公共事業の拡充に伴う財政需要の増嵩については、地方債による財源調達とあわせて地方交付税によつて措置すべきである。」

この三点が指摘されているわけでありますけれども、今回のこの地方財源対策、どのような趣旨が盛り込まれて対処されておられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 御指摘になりました地方制度調査会の答申でございますが、まず、最初の所得税の減税の落ち込みでございますが、この分に対しては四十六年度の補正予算のときにおきましては、これは当初に予測した計画内の落ち込みでございますので、その分の三三%、地方交付税の落ち込みに対しては、当然国が措置すべきものであるという姿で、あの際、一般会計からの繰り入れで措置していただきましたことは、もう御承知のとおりであると思います。

今後これは恒久的な制度として続くものでございすから、交付税率の引き上げをやるという御議論でございますが、先ほど藤原委員に答えさせていただきますと、所得税の減税が恒久的なものであるから、税率でカバーせよという議論、いままでもたびたび行なわれたんでございますが、四十一年度からは毎年毎年、例年のように所得税減税が行なわれましたが、そのつどごとに恒久的な制度であるからというので毎年これを行なうというふうなこともいたしてこなかったというふうな事情もございまして、今回は総合的な措置の中で、これらも年度初めからの計画でございますから、やるべきじゃないかというところで、税率の引き上げというふうな点は、今回は見送ったような次第でございます。

次に、恒久的な経費の義務の経費その他につきましては、当然国のほうから見るべきでないかという御意見でございますが、これらも合わせまして、千五十億という特例交付金を総合的に計算させていただきますので、この点は私どもも予算要望の中に入れておきました。これらの点も考慮して千五十億という数字をきめさせていただきましたような次第でございます。

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

然公共事業に伴うところの地元負担というものは交付税の中で見るのが、従来でございますが、それが交付税制度のあり方でございますが、国の財源も非常に枯渇いたしておりますので、今回はやむなくこれらの事業を起債によって措置するというところにせざるを得なかったような状態で、三千五百億という公共事業の一般会計の不足分を起債で見、そのうち公共事業費を二千億持たしていただいたような状態でございます。

○田淵哲也君 私はいさし、四十七年度の地方財源の不足というのが一時的なものか、あるいは長期的に続くものか、その判断の食い違いがあるのではないかと思います。大臣のいままでの答弁を見てみますと、これはまあ一時的なものである。景気がよくなれば回復するんだと、財源の面でももとに回復するんだから、この一時的な、暫定的な措置で乗り切れる、このような考え方だと思えます。ところが、私はこれは非常に基本的に考え方が違うのではないかと、なぜかとい

すと、この国会の予算委員会を通じて、政府のこれからの経済政策というものは、いままでの高度成長政策から福祉優先の経済政策に転換をしたということを言っておられます。そうすると、これからの景気回復、日本の経済成長の柱となるものは、いままでのような輸出、あるいは民間投資の回復によるのではなくて、個人消費支出、それから社会資本投資、さらには住宅投資、こういうものによって日本の経済というものがささえられなければならない。また、こういうものが今回の景気回復の支柱となるだろう。まあこういうことを経済企画庁長官も大蔵大臣も述べておられるわけですから、そうしますと、減税の問題にしましても、私はこれからやっぱり長期的に減税の方向というものはとらざるを得ないのではないかと、所得減税ですね。そうすると、この減税による落ち込みというものはかなり長期的に続くと思われる。それならば、それから国債発行による社会資本投資、まあこれが当然裏負担として地方財政にも負担増となるわけですから、こういう

ものもかなり長期的にわたって生ずると思わなければならない。そういう情勢であるにかかわらず、交付税率の引き上げをやらずに、何とか借金と、それから臨時に地方特例交付金を出して当面を糊塗しようというのはいさしとおかしいのではないかと。それから政府自体が経済成長の基本的な転換をやるというならば、それに応じた地方財源の調達のかたというものが考えられなければならないと思えます。この点、いかがですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 藤原委員の御質問に答えましたとおり、四十一年度で税率も引き上げましたが、これと同じように特例交付金等を出し、また、特別の地方債を出して措置した次第でございますが、四十一年暮れから四十二年にかけては、景気回復がありましたので、地方財政もだいぶ変わってきたというのがあのときの経過でございます。今回の私が申しました景気の回復というものはあのような姿で変わってくると、いま申しましたように変わってくるとは思っておりません。しかしながら、今回の国の措置、一七%国債で見るといふふうな措置で、私は国のほうで毎年財政を組まれるような姿では国家財政もなかなうと考えております。同時に、今日のような姿の産業構造が、何と申しますか、変わりました。私たちの税収そのものが今回のような姿の景気沈滞の姿での伸びというのではない、ある一定程度の平年度化したところの安定成長の景気のもとにおけるところの税収というものが期待できるのだから、所得税の減税……。このような背景のもとに初めて行ない得るのだから、こういうことを考えましたならば、従来のような大きな伸びに変わっていくことを期待しておられるのだという意味ではなくて、安定成長のもとにおけるところの経済成長というふうなものについての考え方によって、交付税率あるいは国と地方との税源配分というふうなものを考えるべきであって、落ち込んだ現在に恒久制度を立てるという姿では考えず、その安定成長のもとにおける措置というものを考えるのであればならないのではなからう

か。この意味におきましては、交付税制度も検討の時期にきておるといふことで、私どもも検討させていただき、すべてのものを総合して検討をいただいております。また、千五百億という数字をきめさせていただきますので、この点は私どもも予算要望の中に入れておきました。これらの点も考慮して千五十億という数字をきめさせていただきましたような次第でございます。

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

か。この意味におきましては、交付税制度も検討の時期にきておるといふことで、私どもも検討させていただき、すべてのものを総合して検討をいただいております。また、千五百億という数字をきめさせていただきますので、この点は私どもも予算要望の中に入れておきました。これらの点も考慮して千五十億という数字をきめさせていただきましたような次第でございます。

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

○田淵哲也君 それから今回は交付税、特別会計によって資金運用部からの借り入れ一千六百億というのがあります。これは前年度の補正措置において借り入れられた千二百九十五億、合計しますと約二千九百億、この借金の返済が多いときで、年間五百億をこえるような状態になっております。それから本年度のベースアップ、これはどのようになるかわかりませんが、この額いかに、さらに借り入れが必要になるのではないかと思います。この点どう判断されますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) この借り入れは八年度で支払いますように組まさせていただきました。この間でございますが、いま御指摘のように、一番多いときには五百五十億ですが、なっております。ところが、そのときの地方財政、予算規模相当額を今日と比べて、額でふえておられると、かやうに考えます。この措置がよかったと私は断じて考えておりませんが、いま申しましたように、三千二百の自治体に、これは自治体共通の借り入れでございますけれども、交付税として与えられる団体にとりましては、現状そのままでもいえるものでございまして、少なくとも昨年度と同じ額を確保することによりまして、三千二百の自治体のうち財政力の弱い市町村に対しては、交付税の額というものが落ち込んだ財政のもとでございまして、交付税によって行なわれることができません。昨年度並みの伸びを交付税によりまして維持したいというために、やむを得ざる措置として千六百億の借り入れを行なったような次

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

公共事業に対する分、先ほども申しましたように、国が公共事業を特別にふやす分に対しては、当

うにお願ひ申し上げる次第でございます。

○田淵哲也君 立法を準備されたようですが、目の見えないのは非常に残念に思いますけれども、私は、特に最近人口急増地域の市町村でほとんど住宅地ができる、宅地が開発される。中にはそれに伴う公共費用の負担増を、困るからそれを拒否するとか、いろんな条件をつけるところが出てきております。各市町村で宅地開発指導要綱というものをつくってありますが、私はこの中に非常に問題の点があると思うんです。いわゆる法律違反的なことがたくさん出てきているのではないかと申すのです。具体的な例をあげますと、一つはやっぱり教育施設等の寄付の問題があり、やはり地方財政法の第四条の五に規定する「割当的寄付金等の禁止」、これに違反することになるのではないかと申すのです。なぜならば、そういうものをしなければ宅地開発を許可しない、宅地開発はできないという状態ですね。これは任意の寄付ではなくて、強制的な寄付ではないのか。そうすると、地方財政法の違反になるのではないのか。このように考えるわけですが、この点についての見解はいかがですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 宅地開発要綱、これがいまのような観点から争われておることも事実でございますが、これはあくまでも人口がふえてまいりましたならば、それに伴うところの公共施設が、一時的には一度に集中したものでございまして、これを実施することができなく、やむを得ずそれらの市町村に対してとっておる措置でございます。国の機関である公園その他に對しましては、これと協調し、連絡しながらそのような措置もいたしておるような次第でございます。民間に對しましては、そのような要綱をつくりますと、あくまでも協議し、御納得の上で実施に進めさせていただきます。このような協議が整ったときに、県で行なっております宅地開発等の許可等も行なうというふうな措置が考えられます。で、それができないのなら、強制寄付で法律に

ひつかかるのじゃないかというふうな御議論でございますが、まあやむを得ない措置といたしまして、やむを得ざる措置でなかろうか。ただ、これが個々のものによりまして、差等のものがつけられたり、あるいは社会常識的観点から考えまして、これが不当にわたるような点がございましたら、私たちが注意をせなければならぬと、このように考えます。しかしながら、いま申されたように、これらはやむを得ないものとして直ちに違法であるというところは、私は言い切ることもできないと思っております。緊急やむを得ざるものの措置でございますので、これは一時的のものである。あくまでもいま申されたような国のこれらの地方に対する財政措置をするにによりまして、一日も早くこのようなことのないように措置せなければならぬと考えております。今後とも努力してまいりたい、かように考えております。

○田淵哲也君 まあ大臣は法律違反だとは言えないという御答弁ですが、しかし私は、それは詭弁ではないかと思うのです。結局この人口急増地域で公共事業費がたくさん要る。それに対する国の適切な措置がないから、こういうことくな手段で何とかしなければならぬ。そうして結果的には、回り回れば、趣旨としては法律違反だと思つておる。そういうことをあえて黙認をして、目をつぶってやっておる。私は、その前にやるべきことは、国がやっぱり適切な助成措置を講ずるのが基本ではないかと思つておる。その辺を十分なままにはおつておいて、片っ方は法律違反のような状態を黙認しておるというのは、根本から間違つておるのじゃないかと思つておる。特に教育施設については憲法二十六条との関係も出てくると思つておる。これは裁判所の判例から見れば、授業料とかそういうものはいかにぬけれど、建物とかそういうものは法律にはひつかからない、憲法違反ではないのだ。これも私は詭弁だと思つておる。本来学校の建物は、国の税金で、あるいは地方の税金で設備すべきである。ところが、そ

の財源措置がとれないから、宅地開発者に――宅地開発者というものは、回り回つてそこに住む住民に、強制的に、あるいはわからないようにして宅地に割り当てをして分散しておるわけですね。だから、これから見れば、私は明らかに憲法違反であり、法律違反だと思つておる。だから、こういうことを放置しておいて肝心の対策がとれないというのは、何と云つても政府の責任ではないかと思つておる。この点はいかがですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) これは、私、やむを得ず市町村がとっておられる措置であつて、決して適切な措置である、そんなことは考えておりませんが、しかしながら、直ちにそのことをやること自身が違法である――私は、努力はいたしておりますが、現在、市町村といたしまして、しておられることもまたやむを得ざる措置ではなからうかと。ただ、それらに對するところの行き過ぎその他については十分考えなければならぬ。かように考えておるような次第で、建つておるものに対して強制的にやると言われるのなら、建てられなくても、宅地開発の許可を与える条件のもとに御協議させていただくと、それはいまのうちに、趣旨からいふたら違法じゃないかと言われ、これは重々承知いたしておりますが、私は、やむを得ざるものとして、直ちに違法とは申し上げられないのじゃないかと、かように考えるような次第でございます。しかしながら、これはあくまでも、いま申されましたように、国が財政措置をすべきものでございまして、私たちが今後とも努力いたしたいと、かように考えます。

○田淵哲也君 たとえばその宅地に住む人です。まあいかなるそこに住まなくてもいいではないかと。だから住むのは任意だからそれに割りけされても違法ではないと、こういう詭弁は成り立つと思つておる。ただ、いまの住宅事情からすれば、やっぱりほかに住むところがないわけですね。そこに入らざるを得ないから、少々高くても、不便でも入る。その中に学校用地とか学校

建設費とか、あるいは都市計画道路費が含まれておるといふのは、実質的には私は憲法違反であり、法律違反だと思つておる。ただ形式的に何とか言ひのがれたいいをつくつておるにすぎないであつて、だからこういう状況は私は一刻も早くなくすべきである。そうすると、やっぱり国の財政助成措置というものを思い切つて強化する以外にないと思つておる。その小学校の負担が三分の一から二分の一に国の負担が引き上げられたといふすけれども、私はこれでもなかなか解決できないと思つておる。この面について大臣はどう考えられておるのか。少なくとも、ことしはこれで精一ぱいと言われるんなら、来年からはこういう負担、こういう法律違反的なものにおいする宅地開発指導要綱というものはなくすことができればどうか、この点、大臣の抱負をお伺いしたいと思つておる。

○国務大臣(渡海元三郎君) 来年からこれをなくすることができるとか、これは各省からの要求でもございまして、私に直ちにここで約束しろと、こうおっしゃいます。最大の努力をいたしますと、これが理事者としての最大の答弁であらうと思つておる。ひとつ御了承を賜わりたいと存じます。いま、三分の一を二分の一にしただけでは足りないじゃないかと、仰せのとおりでございます。私たちがいたしましては、三分の二の補助まで、文部省とも打ち合はしていただきまして出さしていただいたのでございまして、二分の一にとどまざるを得なかつたという姿でございます。その他の施設等に対しましてはあわせて考えて、一日も早く法律の日の目を見るように、また、こういった要綱等につきましても、宅地開発等につきましてもそのような負担のかからないように実施できるように持つていきたい。今後ともに努力を続けたいと、このように考えます。

○河田賢治君 非常に時間が限られていて、いろいろ予定したものを詰めるくちやならぬのですが……

大筋といたしましては、御承知のとおり、今度の財源不足対策として臨時特例交付金五千億と交付税特別会計における国からの借り入れ金千六百億、合わせて二千六百五十億の手当てを行なっておられますけれども、しかし、一方、道路、河川、港湾等の投資的な経費の基準財政需要額を据え置いておると、あるいはまた、事業費補正の増額を割り落として大幅な削減を行なっておるんですね。したがって、こうなりますと、特例措置の二千六百五十億というのは、基準財政需要額の不当な削減でいわば帳消しになっておるといふことになるわけですね。このようにつづつてを合わせていろいろ経費を出さずして、けれども、御承知のとおり、毎年の経費、物価の値上がり、行政需要の増大の中で、当然引き上げられるべき基準財政需要額を逆に削減したり据え置いたりするといふことになるわけですから、こうなりますと、交付税制度の趣旨——基準財政需要額と財政収入額の差額を補てんするという、この交付税制度の運用に非常な悪弊を残すんじゃないかといふことが第一点。

それから第二は、衆議院の地方行政委員会、参考人の静岡大学の橋本清教授も、基準財政需要額の削減や据え置き措置、地方債への振りかへは少なくともやめるべきで、それに見合う額の約二千六百五十億円は地方交付税率の引き上げで措置すべきだと。四％アップ、つまり三六％で足りると、こういうことを述べられておるわけですね。ですから、この交付税制度は、いろいろと伸び縮みはあるでしょうけれども、こういう運用をやっているといふと、ほんとうの意味での交付税制度といふものの根本的な趣旨がゆがめられると、こう思うわけですが、これはどうでございますか。それからもう一つ、続けてやります。

それから最近、自治省あたりでは、交付税の年度間調整というところで、非常な好況時には交付税の一定額をプールして不況時に備える、交付税の不足に充当すると言われているようですが、こういうようなことを一体どの程度自治省で進めてお

るのか。いまは交付税も余りませんからそういうことはないと思いますが、かつて、好況時には年度間調整ということが盛んに言われておったわけですね。この年度間調整ということになりますと、現在、三二％の交付税率を固定しておるわけですが、しかし、交付税率というのは、御承知のように、交付税法の第六条の三でいろいろと制度の改正または交付率の変更をすることができると。つまり三二％をもっと上げることができるといふことが言われているわけですね。

こういう一連の問題についてお答えを願つておきたいと思つたのです。

○国務大臣(渡海元三郎君) 基準財政需要額を据え置き、当然上げるべきものを上げなかったじゃないかという御指摘でございます。実は、交付税といふものは、御承知のとおり、基準財政需要額と基準財政収入額の差額で大体見合ふものでございまして、そのものさしとして基準財政需要額をきめましますところのいろいろな算定をいたしておるわけでございますが、本年度は、いま御指摘のように、二千六百五十億という措置をさしていただきまして、交付税そのものの額は昨年同様二〇％並みの額を確保していただきましたが、残念ながら、収入額のはうが地方税の落ち込みが非常にひどくて、昨年度は七千億ほどの増収がございましたが、これは三千億あまりにすぎないといふふうな姿でございまして、その間の分を交付税の引き上げによりまして初めて基準財政需要額等も上げ得たのでございまして、二〇％を昨年度までにこすという程度の交付税の確保でございまして、その間の財源不足はどうしても地方債によらざるを得なかったと。そのために基準財政需要額を据え置きざるを得なかったというのが実情でございます。いま、参考人のお話で、その分は、当然四％ほど引き上げるべきじゃないかという御意見もございましたが、そのような姿であつたならば、当然私たちは、好況のときにはその額をパーセントを減らしていくといふふうな姿で措置するといふこともその裏にはあるのではな

かろうかと思つたので、直ちにその言を用いるといふことはいかかと、こういうふうな点もございまして、本年度限りの一時措置にさせていただいたような次第でございまして。なお、この分は、いまも藤原委員等にもお答えさせていただきまして、地方債の運営を交付税と合わせて措置することによって財政の本年度の円滑なる運営を期していきたいと、かように考えております。

なお、年度間調整の件でございまして、地方財政といふものはある程度安定した財政で措置していかねばならぬのが地方自治体の姿でございまして。その意味から固定資産税といったような安定した財源が地方財源として与えられておるのでございますが、交付税そのものは三税の三二％といふふうな姿でされまします関係上、三税といふものは景気の動向に非常に影響されるところでございまして、やはり地方財政の安定した運営といふことを考えましたならば、景気のよいときには不景気の場合も考えて調整していくといふような年度間調整といふふうな措置を何らかの形におきまして、国と地方との年度間調整でなくして、交付税そのものの中に年度間調整の考え方を入れることにによりまして安定した地方財政運営といふものを期していくべきではなからうかといふことを考えておる次第でございまして。そのようなことを自治省で考えておるのかといふことでござい

ますが、当然このようにことが行なわれなければならぬといふようなことでやらせていただいで、考えの中には持つておりますけれども、いま申しましたように、交付税そのものが現在の財政需要をまかなうのにこれではいかどうか、税の配分の問題あるいは国と地方の事務分担の割合の問題あわせて総合的に考えなければなりません。そのときに交付税の中におけるところの年度間調整は考えるべき問題であるといふことを頭にに入れておるといふ状態でございまして、具体的に自治省でこれを検討しておるといふふうに申し上げますのはまだ至っていないという状態でござい

で、御了承賜りたいと思つた。

○河田賢治君 あともう一、二点伺いますが、地方交付税の配分基準、これはずっと基準が出ておるわけですが、この中で大部分が量的に計算されておる。もちろん量も必要なんです、資なんかは私は相当問題になるんじゃないかと思ふんですが、たとえば農業ですね、これは都道府県は農家数と耕地の面積になっております。しかし、市町村のは農家数だけになっておるわけですね。ところが、耕地にしましても、たとえばもういま農業のほうではずいぶんいろいろな土地基盤の整備とか土地改良とか、中心的にいま農林省がそちらへ投資しているわけですね。そうしますと、一応土地の基盤整備ができれば、そこでは面積にしましても維持管理だけのわずかな費用で済むと思ふわけですね。それからまた、平たん地といふ傾斜地、こういうところがずいぶん県によつたり市町村によつたりしますが、単なる耕地の面積を出すだけではやはりぐあいが悪いんじゃないか。したがって、なかなかこれは計算がむづかしいとは思ひますけれども、またこれを下へおろしても必ずしもそれを農業に使うわけじゃありません、これは何に使つてもいいんですから。けれども、算定の基礎としてはそういうことは何といひますか、内容がある程度わかるような、まあ補正係数がありますけれども、これだけではちょっと納得のいかぬところがずいぶんあるわけですね。

それからもう一つ例にしまして、たとえば下水なんかここにありますが、まだ農村あたりで人口集中地域でありましてなかなか下水の処理ができていない。ますます社会資本としてやらなければならぬ。特に上部地域についてはこういう下水設備を早くしくちやならぬ、こういうこともあります。

それから同時に、最近私は新聞を見ますと、ことしの三月三日の新聞でございましてけれども、これには「どぶ川の悲劇許さぬ」として、つまり幼い子供さんがどぶ川にはまって死んだわけですね、四

幼児を失った両親の訴えで、全面的に東京地方裁判所は昨年五月、国に対して両親に五百八十万円の損害賠償金を支払うように命じた、こうなっております。こうしますと、今日子供の遊ぶところは大体きまっておりますけれども、ずいぶん都会にしましても農村にしましても、子供があやうふうに自治体は裁判の趣旨からいってかなり責任を持たなければならぬということになるわけですね。そうしますと、いまの市町村における土木課などのほうでは、こういう問題についても裁判でこういうことがあったということを知りたくないわけですね。そうしますと、自治省としてできるならば裁判所でこういうことを命じたならば、地方自治体もこれに対して対応した施策をやらなければならぬと思うわけです。そういうことを加味しますと、今後の地方自治体の指導の中にそういう問題も含めて、密集地域の河川であれば若干の手すりなんかついたら子供さんで落ちないように安全を守るといような施策もやっていたかなければならぬと思うわけです。ですからこういういろいろな今日の新しい社会情勢と、それからまたいろいろな民衆運動、損害賠償で直ちに訴えるというような時代になっておりますから、しかも裁判所がこれを肯定しておるとすれば、地方自治体のこれからのいろいろな仕事というものは相当責任を持ってやらなければならぬ。そういう点を自治省としても指導しなければならぬと思っております。こういう点で現在の配分について地方交付税のいろいろな計算のしかたや基準額は大体において低いのですけれども、それといろいろな量の量だけではなくて質も問題にするということ。

それからもう一つは、現在全然算入されないところがあるんですね。たとえばこれは一つの例ですけれども、機部という市ですけれども、大きな郡を一つの市にしましたところですが、そうして昔の村役場、これも入っているんですが、ここまで大体二十五キロあるんですよ。そうしてこの

二十五キロのところは一つの小さな出張所なんかを置いておりますが、そうすると行政費がかなりかさむわけですが、集中しておりませんから。さらにそこから各部落の自治会にいろいろな文書を配達したり何かするわけですね。そうして、そこからさらに八キロあるわけですね。だから合計すると三十三キロも離れている。こういう町村合併をしたところはかなりそういう場面もあるわけですね。ですからかなり基準財政において、こういう地域の内容というものは相当やはり自治省あたりではこれらに対して考慮してもらわなければならぬのではないかと、ということ、それから京都の例でございますが、あまり京都のことばかり言うのは何ですけれども、ここに一般財源充当額全部で四百五十三億、これに対して基準財政需要額が三百四十九億、したがって、百四億近い必要額を下の算定になっておる。ところが、この中で基準財政需要額の算定に組み込んでもらいたいという経費は、たとえば中学校の非常勤講師ですね。それから僻地にある高校生の寮の費用あるいは市立病院の赤字の補てん費とか外国人登録事務費とか古都保存の関係費、同和事業費等々たくさんあげておりますけれども、とにかくいろいろ今日やばり基準財政額の根本が低いので、それから対象が非常にまだまだまばらである、特にそういう需要が満たされないために非常に財政的に困難をしておるという場面もあると思うんです。ですから自治省では相当基準の内容について計算のしかたや、それからまた今後配分するについていろいろ補正する係数はありますけれども、こういうものは相当私は洗っていただく必要があるのではないかと、こういうふうにお答えを思いますが、一つ一つの例についてのお答えは要りませんけれども、全般についてそういう点をお答えいただきたい、こう思っております。

○国務大臣(渡海元三郎君) 交付税の配分が実情に即しますように、できるだけ一般財源でございませうけれども、持っているかなければならぬというところはもう御指摘のとおりでございます。しかし、ものさしでございまして、あまりこまかいことまでいってしましますと、なかなか地方におきましてその算定を見ることが非常に困難であるという点から補正係数等を一括してやらしていただいております。これは一つ一つのものをさした。それともう一つ考えなければならぬのが、私に考えるのでございませうけれども、交付税は一般財源だ、何に使ってもかまわないのだ、それが交付税の本来の姿でなければならぬのに、いま申されましたように、できるだけ実情にそぐわなければならぬというので改定を加えていきますと、何かその費用に使わなければならぬいひもつき財源であるというふうな点はお互いに実情に合ったように変えなければならぬが、しかしながら、それと同時に、これは一般財源のものさしであるのだから、これは一般財源であつてそのものがひもつきでないのだという姿での運営がはかられるような方法も考えなくちゃならぬ、それを絶えず注意しなければならぬ、こういうふうな点御指摘でございましたが、私は、要は、地方の財政需要というものが大きく福祉政策に形態の交換ということを考えまして、私はいま地方財源の充実というものは、住民の財政要望というものが非常に大きく変わつてあり、また伸びておる。この態勢に対して地方財源がこれで十分であるかどうかであるが、この点については現在の交付税制度、率まで含めて私はもう早急に考えなければならぬ、検討しなければならぬ問題である。これは単にここの一時的な財政的な落ち込みという観点でなくして、地方財政そのものが交付税を考えなければならぬ点にきておると、しかしながら、この点は、単に交付税だけの問題でなくして、さきにも申しましたように、国と地方の税財源の配分と全般の問題についてあわせ考えなければならぬ問題であると、早急に検討を加えたい。その面におきましていま申されました

たような要望充実のためにできるだけの努力をしなければならぬ、かように考えておるような次第でございます。たいへん抽象的な答えでございますが、そういうようなことでひとつ御了承賜りたいと存じます。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する午前中の審査はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時七分開会

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案につきまして、武蔵大学教授小沢辰男君、全国知事会地方制度調査会委員長西沢権一郎君、全国市長会財政分科会委員長長内義治君、全国町村会副会長大東弥一君、以上四名の参考人の方々から御意見を伺います。

この際、参考人の方々一言ごあいさつ申し上げます。

皆さまには御多忙のところ、御出席をいただきまことにありがとうございます。皆さまから忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案審査の参考にしたいと存じております。

これより参考人の方々順次御意見を述べ願うのでありますが、議事の進行上、お一人十五分程度でお述べ願ひ、参考人の方々の御意見の陳述が全部終わりました後、委員の質疑を行なうことといたしますので、御了承願ひます。

それでは、まず小沢参考人をお願いいたします。

○参考人(小沢辰男君) 御指名いただきました武蔵大学の小沢でございます。

私は大体三点に分けて地方交付税の特例等に関する法律案について意見を申し上げたいと思いま

一つは、国債発行下の地方交付税のあり方というようなことでございます。二つ目は、地方交付税の算定方法の問題点というようなことであります。三つ目は、地方交付税の最近の補助金化の傾向をどう見るかというような三点について申し上げます。

まず第一点の國債發行下の地方交付税のあり方というようなことでございますけれども、昭和四十年の不況の翌年、四十一年度から國の一般会計で初めて國債が發行されるようになってたわけでありますけれども、いままでのところではとおおむねその國債發行の趣旨が景氣回復あるいは景氣を克服する、不況を克服するというようなねらいであつたこともありまして、公共事業に國債の財源があつたといふことになつておるわけでありまして、そうしますと、現在の國と地方の行政や財政の關係を前提といたしますと、一般的に、たとへば國の公共事業費の大体半分は地方において、その半分の分に地方団体のほうが裏負担をきて、そういう關係に置かれておりますので、不況の段階には國税、地方税の伸びがやはり思わしくないといふようなことがありますため、地方財政のほうにおきましてはどうしても國税三税の最近では三二%というような割合で配分されます。地方交付税も少なくなる、それから地方税それ自体も少なくなるというようなことでございまして、國の施策に基づく地方の公共事業を消化できなくなるといふ問題が絶えず景氣を回復する財政政策を國がとりましますときには、地方としては当面せざるを得ない關係に置かれておるわけでございます。

としてやりましたので、その所得税減税に伴う地方交付税の減取分五百二十八億円、大体これが財源不足の一〇・五％になるかと思いますが、これを臨時地方特例交付金で措置して、あとはいわば地方債二千六百八十二億円、これが五三・三％になるかと思いますが、それから地方交付税の特別会計の借り入れ千二百九十五億六千万円、これは今回の八年間で地方が返還するという四十七年度の地方交付税の特例等に関する法律案の中身の一つになっておるわけでございますけれども、これが二五・七％というような対策のほかに地方団体の調整金の取りくずし、あるいは節約というようになことで五百二十五億円、一〇・四％を調達するということになりまして、国の財源措置が、四十六年度の場合も少し少ないのではないかなというふうに私たちは思いました。

四十七年度になりますと、国債は一般会計の
けでも国は一兆九千五百億圓、つまり国の歳入の
十一兆四千七百四億圓の一七〇というようない
へんな国債を発行し、これに対応する公共事業費
が二兆四千八百八十四億圓、前年度比約三〇%の伸
びというような景氣回復を柱とする予算が組まれ
たわけでありすけれども、これに対応しまし
て、さっき申し上げましたように、地方財源の不
足額が七千九百二十三億圓と、これは實際は地方
団体側や自治省側はもつと大きく見込んだよう
であります。折衝して七千九百二十三億圓とな
つたわけでありすけれども、これもむしろ臨時地
方特例交付金千五千億圓、それから臨時沖繩特
例交付金三百六十五億圓計千四百十五億圓とい
うことで、不足額の——さすがに四十六年度の
場合と比較しますれば多うございますが——一七・八%程
度ということでございまして、あとは地方債の
ワタの拡大が四千九百八億圓、このうちいわゆる財
源の不足対策分として三千五百億圓が含まれて
いるということでありす。そうしてあと地方交付
税及び譲与税特別会計で借り入れた分が千六百
億圓、これも今後八年度で地方が返す、こういう
ことが今回の法律案の中身になっておるようでござ

います。

問題点といはしましては、四十七年度のこのような意味での地方財源の不足対策の措置を見ますと、国の財源による措置分がやはりまだ少ないというところが特徴ではないだろうか、それから交付税率が引き上げられなかったということもかなり不況対策としては四十一年度の場合と比較してみますと特徴的ではないであらうか、そういうふう

に感じる次第であります。四十一年度の場合には、国債発行が七千三百億圓に對しまして地方財源の不足が二千四百六十九億圓ということでごさいます。國の措置は、地方交付税率二・五%アップで、現在の三・二%、五百八十六億圓、これが不足額の二三・七%、それから臨時地方特例交付金が四百十四億圓、これが不足額の二一・四%、これだけでも國の措置分は不足額の四〇・四%になっております。そうして特別事業債が足りないところを今回と同じように千二百億圓、四八・六%と認められましたけれども、いわゆる一般補助事業及び直轄事業に充てられる分、九百十四億圓、約三七・一%は國が元利補給をするということになったという点で、以上三つの合計千九百十四億圓、七七・五%がこの四十一年度の國が財源措置をした分であるという点から見ますと、今回は非常

に國の財源措置が少なかったということが特徴的ではないだろうか。それからこの兩年度を比較してみますと、言ってみれば國の政策に基づく地方の引き受ける公共事業の財源の問題でありますから、四十一年度のときのように國の政策に基づく公共事業の必要財源については地方債で認めるのとしまして、元利補給というようなことを私は考えていただけでもよかったじやないだろうかというふうな気がいたします。今回につきましてはまだ残りの地方団体の、この前は地方団体の固定資産税の増徴とか節約二百六十九億圓、一%といたうようなものもございましたけれども、全体として圧倒的な部分が國の財源でいけば措置された、これは非常に當時も現在も基本的には変わっていないと思いますが、國と地方の財政關係の群

序を重んずるという点からいえば、四十一年度の財政措置が正しかったのではないだろうかという感じがいたします。

それから第二点としまして、地方交付税の算定方法の問題でございますけれども、これにつきましては、まあ交付税の伸び、それから交付税の増額とこの確保という点については、四十七年度のこの地方交付税の特例措置法はかなり配慮しているという点でありますけれども、いろいろ基準財政需要額の中で、特に投資的経費につきまして、その一部をいわば地方債に振りかえるというようなことがあります、これは言ってみれば利子のつく交付税を受け取るというようなことになりまして、どうもこれは地方団体の少し負担が重くなるということになるんじゃないだろうかというふうな感じがしないでもないわけであります。ただこの算定方法につきましては、私地方の市町村を特に歩いて調査をいたしますと、どうも最近、特に四十四年度以降、たとえば投資的経費についてはいままでの原価計算方式と言いますか、減価償却を見込むような方式から、国の補助事業量に見合う算定方式、まあ道路とか清掃事業というようなものがそうでございましょうが、そういう算定方式がとられ、あるいは広域市町村圏事業補正や土地開発基金のような特定事業に交付税が使われるように非常になつてまいりましたので、非常に基準財政需要額の変動が激しい。それから実際にきまる交付税の変動も激しい。それから聞くところによりますと、基準財政収入額も各市町村によつて、どうも自分のところはこんなに税金が伸びるはずがないんだけど、かなり計算上伸びるような計算になつていて、非常に困つてゐるというふうなことを聞いております。これはまあおそらく最近のように都市化に、あるいは一方から言えば過疎状態、過密状態が激しくなるといふことの中で、交付税のほうでも何らかこれに対応するような措置をとりたいということにあるとは思ひますけれども、この点ははたしてどう考えたらいいかということが算定方法についての問題点

でありまして、たとえばむしろ補助金や地方債で投資の事業はまかなって、交付税のはやはりいままでの原価計算方式と、それからまた経常事業費についてできるだけ十分な安定的な仕事ができるような財源を、若干単位費用は高くなりまして、交付税のはやで見てみたらどうであろうか。こら辺でもう一べん考えてみたらどうであろうか。というふうな感じが、調査をしてみまして、非常にこの変動が激しくて、地方では計画的な行政運営をやりにくいというふうな声を聞くものでありますから、その点をひとつ考えてみたらどうだろうか、そんなふうな感じがいたします。

それから三つ目の地方交付税の補助金化の傾向であります。今度の地方交付税の特例等に関する法案の中でも、たとえば土地開発基金というふうなものは、今度はおそらく財源がないというふうなものもあつたのかもしれないけれども、基準財政需要額の中から落とされたというふうなことがありますし、それから全体として、補正の中で事業費補正というのが投資的経費で行なわれますので、まあ特定の仕事でやればいよいよ交付税がふえるというふうなことになりますし、また補正のしたかによつては、清掃費などは年がたつにつれて清掃費の伸びが落ちてくるというふうな計算が出てくる都市もあるようであります。それから全体として、この交付税がそういうように特定の仕事と結びつくようになりまして、本来、地方交付税というのは一般財源として使われるべきものだという地方交付税法三条でございすか、たてまえからいって、少し違つてきているのじゃないだろうか。そして特に最近の広域市町村圏の調査をやりますと、市町村道などについては交付税、いわゆる三年間で毎年度三億円ずつ地方交付税の道路についての割増し分があるというわけでありまして、これをいよいよきめられた一級市町村道、二級市町村道と、建設省の指示した道路に充てないかと返還を命ぜられることがあるというふうな指導が、これはまあ制度的にそうなっているかどうかはわかりませんが、

指導が行なわれて非常になかなかむずかしい問題が出てきたというふうなことを調査の中で聞いております。これも地方交付税でやはり何とか投資的経費、あるいは投資的仕事を地方団体がやれるようにしようという気持ちに出ているかと思うのですけれども、こら辺でもう一べん考えてみたら、地方債問題とあわせてもう一べん考え直してみれば、段階にきたのではないだろうかというふうなことをもちまして、とりあえず時間でございますから終わりたいと思ひます。

○委員長(玉置猛夫君) 次に西沢参考人をお願いいたします。

○参考人(西沢權一郎君) 御紹介いただきました西沢でございます。全国知事会の地方制度調査委員会のほうに關係いたしておりますし、長野県の知事をいたしております。

まず、お礼を申し上げなければならぬと思ひますが、地方自治体の伸長発展に對しまして、特に税制あるいは財政等を中心にいたしまして、私どもに御支援をいただいたり、また御高配をいただいたり、この席から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、本日は地方交付税制度の今回の改正に対する参考人としてのお呼び出しでございますが、まず申し上げたいことは、この法律改正について賛成であるという立場をまず申し上げます。そしてこれにまつる若干の意見を申し上げさせていただきます。しかし、私が賛成であるというのを申し上げたのは、この制度が完全であつて、私どもの要望を全部聞き入れたといひますか、全部その中へ盛り込んでおるといふそういう意味ではないのであります。これは御承知のように、国も地方自治体もことしの予算編成はたいへん難航をいたしました。私どもは国に對しまして、ただいま小沢先生から御発言がありまして、たようなことにつきまして、知事会として、あるいは地方自治六団体として強い要請をいたしまし

た。それから見ますというところ、私どもの要望にはまだまだ及びませんけれども、しかしこの法律が一日も早く成立をされるということが地方財政を進める上において一歩も二歩も前進ということになる、そういう意味において賛成を申し上げると同時に、抜本的な措置を今後お願いをしたい、こいういう意味における賛成でございますので御承知おき願ひたいと思ひます。

そこで交付税を中心にしての意見を申し上げます。その前にさらに当面といひますか、本年度いろいろ問題がやっばりございまして、それについてお願いを申し上げます、御支援をいただきたいと思います。と申し上げますのは、年度の途中におきまして人事院の勧告による給与改定があると思ひます。これはどの程度の改定かといふことはもちろんわかりませんが、もし前年同様ぐらいの率という勧告があつたといふことになりましたら、私も自治体としては地方財政計画の中で八割、これも保留をしておきます。しかし昨年一・七四割でありまして、もしそれと同額ということになりますと、ううう、予定をしておるといふか、それがございまして、非常に困ります。これは千六百億ありますけれども、四十六年の借り入れの総額が、約三千億近い借り入れをいたしております。これは後年度の地方財政を非常に圧迫をするといふこととでございます。なお、四十八年度がもし四十七年度と同じような借り入れ処置をするといふことになると、それはもう莫大な借り入れになるといふこととあります。これは利子はつきませんけれども、とにかく返済をしていかなければならぬといふこととありますから、この措置をしていただきたいと思います。これがまず第一のお願いでございます。

それから景気がこのような低迷状態というか、横ばいの状態でありまして、税などの伸びも非常に悪いのであります。もしこんな状態が続くといふことになると、来年度の予算編成といふものはたいへんなことになるのじゃないかといふふうな思いが、心配をいたしておりますところでありまして、いつも国の予算編成のときに、あわてて国に要

望をするといふことではもうおそいんだ。これは非常事態であり、非常に深刻であるから、いまから取り組まなくてははいけない。いろいろなデータ等を持ち寄つたりあるいは分析をいたしまして、来年度の私どものいろいろな、もろもろの要望等を取りまてて早目に国のほうに要望したいといふ、そういう準備もいたしておるのでありますから、その節はよろしくお願いをいたしたいといふことを、まずもってお願いを申し上げます。

さて交付税についてでございますけれども、ただいま小沢先生から御発言ございましたように、大体伸び率においてはまあまあという伸びを確保されたのでありますけれども、しかしその内容から見ますと、まことに欠陥があるといひます。満足できない状態でございます。と申しますのは、千五百億の臨時——臨時特例交付金といふのは、これは国のほうから交付税会計の中に導入をしてもらうのでありますけれども、この借り入れ金といふのがありまして、これは返済をしないでいい。特金へ借り入れをしたといふのであります。これは千六百億ありますけれども、四十六年の借り入れの総額が、約三千億近い借り入れをいたしております。これは後年度の地方財政を非常に圧迫をするといふこととでございます。なお、四十八年度がもし四十七年度と同じような借り入れ処置をするといふことになると、それはもう莫大な借り入れになるといふこととあります。これは利子はつきませんけれども、とにかく返済をしていかなければならぬといふこととありますから、この措置をしていただきたいと思います。これがまず第一のお願いでございます。

それで、ただいま申しました千五百億という臨時特例交付金といふのを国からいただいたのでありますけれども、これはちょうど御承知をいたしておる地方減税と全く同じであります。私どもことし地方税の減税を千五百億いたしました。平年度になると千四百何十億ばかりになります。

すけれども、いたしました。もう減税する余地は全くございませんというのを強く国に要請をしたのでありますけれども、国のほうで、まあこれは政策減税であるから地方もおつきあいをしろというか、国税も、減税はしないけれども、十五ヵ月減税というのでもって引き続いてやっておるんだから地方も協力すべきであるということでもって減税をしろというか、減税をさせられたという、そういう次第でございます。これは臨時で措置をしたということになるかと思ひますけれども、しかし御承知のように、交付税というのは三税が三二%交付税としてはね返るのであります。まして、国が所得税減税を行なったことによつて、いま小沢先生からお話ございましたけれども、四十六年度では五百二十八億、それから四十七年度においては約八百億というやうなものが交付税へはね返ってくるのであります。それに対して措置をしろというのを強く要請をいたしましたけれども、まあ、何かいろいろ引くくめてとにかく千五百億と、こういうことになったのであります。

ここで特にお願いをいたしたいことは、政策減税ということはあるけれどもそれは私はけっこうだと思ひますけれども、そのときにはやっぱり地方自治体に対する財源の補てんといひますか、それを完全にやっていたらいいというのを自治体の立場から強く要請をする次第でございます。

私がいまさら申し上げるまでもなく、地方自治体というのは最近非常に財政需要が多くなつてまゐつたのであります。高度経済成長のひずみといひますか、断層といひますか、そういったものが各所にあらわれまして、これがあるいは公害の問題となり、あるいは過疎の問題となり、あるいはいろいろな問題になつてあらわれておりますし、それからまた最近環境整備ということが非常に強調されるし、これは当然であらうと思ひます。それから住民サイドに立つた行政といふものを行なつていかなくちゃいけないということで、いろいろ身の回りのことの住民サイドの要請が

ございます。それから福祉国家、福祉自治体といふものが唱えられて、社会福祉、社会保障の面等を強力に進めていかなければならぬ等々の問題があります。また過密化また過疎化の問題等が出てまいりまして、それぞれ手当てをしなくちゃならぬのであります。財政需要といふのはかつての自治体とは全然比較にならない、財政需要が無限であるといふことはどうかと思ひますけれども、非常に多くなつてまいつております。これにたいする意味におきまして、私も私としては、地方自治体の金がないからといって手をあげておるといふわけにはいかないという、そういう現状を御了察いただきたいと思ひるのであります。

ことしもそういった意味におきまして、金はないけれども、とにかく借金をして、そうして地方財政、地方住民の要望にこたえていこうといふことと、積極政策といふものをとらざるを得ないといふか、この自治体もつておると思ひます。したがって、借金という問題、また非常に大きくなつてまいりまして、私は交付税の率が、まあまあ伸びであるといふふうに申しましたけれども、しかし二千六百億といふのは、いままで交付税でまかなつたけれども、公共事業等を起債でまかなうといふことで交付税の算定からこれをはずしてある、追ひ出してあると、そういうこともございます。

それからことしの予算はいま申しました住民サイドとか、あるいは社会福祉の予算のほかに景気浮揚といふことを重点にいたしまして、それを柱として地方自治体も積極的予算を組んである。そのことはこれは起債をもつてやっぱり財源といふものをまかなわなくてはならないといふことで、起債のウェイトといふものが非常に多くなつております。各自治体によりましていろいろ違ひがあるものでありますけれども、しかし総じて申しまして、やはり起債のウェイトといふのは一〇%をこえるといふやうなことになる、これは地方自治体を非常に財政的に圧迫するのではないか

といふふうに思ひます。特に財政の貧弱な自治体におきましては、一〇%はおろか数%でも相当な圧迫をこうむるのではないかと、いふふうに思ひます。

そこで私、抜本策としてお願いしたいことは、まず一つには、交付税の率の引き上げということ、これをどうしてもやっていたきたいといふふうに思ひます。それから国がとつておるところの臨時の制度という、臨時特例交付金でありまされども、これも将来の地方財政を圧迫をしないといふ意味におきましてはたいへんけっこうでありますけれども、ただこれは制度としては臨時という制度がございまして、率の引き上げを中心にしたところの一へんに率の引き上げばかりではいけないから、やはり臨時といふやうなものを加味したところの交付税のあり方、交付税はどういうふうにあるべきかといふことを、この際抜本的にやつて進めていただきたいといふふうに思ひ次第でございます。

それから起債のことをただいま申しましたけれども、起債のウェイトといふものが非常に大きくなりまして、この返還といふことが地方財政を非常に圧迫をいたすといふことになりまして、したがって、起債につきましても将来返還の場合に元利償還を国で見やるという特別事業債といふやうな制度が、これは小沢先生からもお話ございましたけれども、四十一年度の場合にはとられておりますから、そういう措置をとつていただまして、全部元利償還でなくともよろしいのでありますけれども、場合によつても利子のみをこれで見やるのかといふやうな制度が必要ではなからうかといふふうに思ひます。四十一年度のお話がございましたが、四十一年度のときにはこの措置がとられませんでした、それ以後においては非常に地方財政を圧迫するといふことで、そういうことで将来圧迫するといふことで措置をとられたのでありますから、この非常に多くなつた起債に対するところの償還の措置といふものに対して、特別事業債的なものを考えていただきたいと

いうことを特にお願いを申し上げる次第でございます。それから交付税のワクの拡大ということ、率の引き上げもさうでありますけれども、私は零細な補助金等はいち切り捨てて、そして一般財源として交付税の中へ入れていただくといふことも一つのの方法になるといふふうに思ひます。このことは、その交付税のワクをふやすばかりではなく、縦割り行政であるとかあるいは役所的セクシヨナリズムとか、まあそういうふうないろいろ非難もされるのでありますから、地方自治体の自主性を尊重し、地方自治を確立する、そういう意味からまづ補助金等につきましてもひとつ目をつけていただきたいといふふうに思ひます。

それから、補助金について特に申し上げたいことは、いわゆる超過負担の解消といふ問題でございます。これは前にもたいへん問題になりました。そしてまたこの解消に国においても本気で取り組んでもらいましたし、それからある程度ありました。その時点における成果は私は相当な新しい超過負担が出てまいりまして、依然としてその超過負担の額といふのはなかなか少なくならないといふことであります。これは自治、大蔵両省で調査費を計上してこれに取り組むという姿勢のようでありまして、たいへんけっこうですけれども、これをぜひとも解消してもらいたい。これが地方財政をよくする一つの方法になるといふふうに思ひます。

それからもう一つの問題は、直轄事業の負担金といふのがありますけれども、国が地方へいつて直轄事業を行なう場合に、その所在自治体が国に負担金を納めるという制度でありますけれども、これはどうもわかつたやうな、どうもなかなか納得がいかないという制度でありまして、少なくとも国の事業といふのは全国的な見地に立つて、全総計画とかさういふ計画に基づいてそして大きな仕事をやるのでありますから、たまたまその県に行つて行なわれるからその県で負担せよといふ

ようなことは、これはいまの時代にちよつとそぐわないのではないかと思うのでありまして、これは私の個人の意見ではなくて、知事会等で真剣に検討しておるところでございまして、特に直轄の負担金のうちで、維持管理費というものを抽出しているのですね。だから国道なら国道の道路を維持するために、あるいは修繕するために費用がかかったから、さあ地方自治体、これを出せという割り当てがくるのです。これはどうも納得ができません。少なくとも維持管理費くらいは国が全部出してもらうというのでなくて、はたして自治体は納得がいけないという、こういう問題もございまして。

いずれにいたしましても、地方交付税というのは――税とそれから国庫支出金と地方交付税、この三本が地方自治体の大きな柱でございまして、これにつきましても、たゞいま内容的につきましてもいろいろ改善すべき点があるというところで小沢先生から御発言がありましたけれども、私も大体先生の発言に対して賛成でございまして、それから、そういう交付税の内容のこととそうであります。それから、それから全体のワークをふやすというように、率の引き上げというふうなそういう問題、これは国、地方を通ずる全体の税財政の中から割り出してもらう必要はないかと思うのであります。たいへん大きな仕事であり、困難な仕事であると思ひますけれども、私もまたそれだけの立場におきまして、こういう問題に真剣に取り組ましてもらいたいと思ひますけれども、どうぞ先生方におかれまして、何ぶん今後とも御指導、御支援をお願い申し上げる次第でございまして、以上をもちまして終わります。

○委員長(玉置猛夫君) 次に竹内参考人をお願いいたします。

○参考人(竹内義治君) まず第一に先生方に、地方行政の各般の問題につきましても、ふだん御高配を賜つておりますことを心から厚く御礼を申し上げます。

本日は、昭和四十七年度の地方交付税の特例等

に関する法律案に関連をいたしまして、参考人として意見を述べよ、こういうことでございまして、現下のわが国の経済の現状、あるいは地方財政が当面をしておる問題の解決のためには、今回のこの法律案はいろいろ先ほどから御指摘がございましたように、問題点を非常に持つておりまして、これをやってもならぬ、あるいは地方財政の運営はどうにもこうにもならぬ、こういう事態になってきておるもので、市長会といたしましては、いろいろ問題があつても、基本的にこの法律案につきましても賛成の立場をとつておるものでございまして、一日もすみやかに法律案が可決成立されましますように御高配を賜りますことをまずお願いを申し上げます。

この法律案の問題点は、先ほどから御指摘がございましたように、私どもは昭和四十七年度につきましても、これはあくまでも昭和四十七年度限りの措置であつて、むしろ問題を昭和四十八年度以降に持ち越しておる、こういう点にあると思ひます。したがつて、これらのあと始末につきましても、先ほどから御指摘がございましたように、地方自治団体の財政を圧迫することのないように、元利補給あるいはその他抜本的な税財政制度の改正等を通じて、そして地方自治団体が現下の今日的な問題に対処してけるような財政的な措置をおとりいただきますようにお願いを申し上げます。かように思ひます。

そこで、おおむね五つの問題につきましても、現在当面をしておる都市の問題につきましても、御意見を申し上げます。これらの点が交付税制度あるいは地方債制度あるいはその他の制度によりまして改善をされるようお願いを申し上げます。うわけでございまして。

その一番大きな問題は、何といたしましては今日の都市の問題といひますのは、あまりに都市に人口が集まり過ぎておるということとございまして、試みに、いわゆる大都市圏と東京都市圏と言われる地域の人口は、日本の全人口の四七％が集めておるといわれております。言いかえれば、

日本の人口の約半分が東京都市圏と大阪都市圏にかたまつてしまつておる。いわゆる都市部におきまして人口は、おそらく全人口の七割以上になつてしまつておるほど、今日それほど都市の問題といひますのは非常に大きな問題でございまして、私ども都市の人口のふえておる地域は、過疎地域も大きな悩みを持つておられるでございまして、人口急増地域はもとより大きな意味での悩みを持つておるわけでございまして。それは、都市に集まつてくる人口は若年労働者層でございまして、したがつて、いわゆる都市型の人口構成が発生してくるわけでございまして。

お手元の資料に「ふえる幼児、足りない保育所」という資料がございまして、これから見ますと、いわゆる社会増がなくても自然増が非常に大きなウェイトを占める。いわゆる零歳から五歳までの児童が爆発的にふえてくるということでありまして、これらの問題が都市におきましては一つは義務教育の施設の不足の状態を生んでおるわけでありまして、小学校が間に合わないでプレハブで間に合はせておく。これがたいへん問題になってきております。本年度はそういう問題につきましても、小学校につきましても補助率アップをいたしたけれども、なおかつこれらをもつていたしまして、小学校の校舎の急増は解決できないわけでありまして。

こういう数字を、皆さま方に差し上げてございまして資料からごらんいただきますとわかりまして、一例を豊中市にとりましますと、人口三十六万でございまして、四十七年対五十二年、五十二年といひますのは零歳児の小学校へ行く児童だけでふえるのが六千八百八十九人、百六十学級ふえるわけでありまして、中学校では四十七年対五十二年で三千四百人、七十八学級ふえる、こういうことであります。これを四年間にとつていこうとしたとしますと、毎年小学校が二校と中学校一校建てていかなければならぬ、こういうことであります。これをいまの制度でやりますとなかなかこれはできないわけでありまして、補助金をもらつても間に合はな

い。それですばらばかりふえてくる。これが非常に大きな問題になってきておるわけでありまして。義務教育ではないか、なぜやらないのか、こういう問題であります。しかも、学校用地を買うのに膨大な借金が必要でございまして。学校の用地費と建築費とが半々でございまして。しかも用地費は若干の補助金を昨年度から認めいただきましたが、ほとんどがこれは借金でございまして、しかも繰越金という金利の高い、償還期限の短い金でございまして。言いかえれば大都市の周辺の都市は小、中学校を建てるのに精一ぱいであつて、財政が赤字であるとか黒字であるとか、そんなことを議論をしていられない段階でございまして。こう言つたら自治省からおしかりをこうむるかも知れませんが、財政が赤字だから学校を建てるのをことはやめておきますとは言えないわけでありまして。そういう事態にまで追い込まれておるわけでありまして。

そこで問題点をひとつ申し上げたいのは、こういうような制度になっておることは、一つは財政計画が悪いというより国の補助政策が悪いということでありまして。これは文部省の所管でございまして、毎年五月一日の生徒の頭数を勘定してから補助金を渡すから学校が間に合はぬ。零歳までわかつておるわけでありまして。おなかの子供まではわかりませんが、生まれた子供の数はわかつておるわけでありまして、五年後まではわかるわけでありまして、五年先の生徒数を計算して学校を建てさせてもらつたらこんなことにはならぬわけでありまして。ですから大都市の近くでは一年生に入つて六年生が卒業するまでは工事現場の中で授業をやつておるというのはいまの実態であります。先生方に特別をお願いしたいのは、せめて小、中学校だけでも地方自治団体が安心して授業がさせられるような財政措置を思い切つてやつてもらいたい。こうなれば私は背に腹は返られぬ、借金をしてもやみ起債をやつてもやらなざるを得ない、こういうことであります。用地費のごときは正直に言つてやみ起債であります。もしこれができな

いといつたらどういふことになるんだ、各地ではやっておりますように、学校建設、校舎をつくりますのに別の会社に建てさして年賦で買わなくちゃしょうがない、月賦で買わなくちゃしょうがない、こういう脱法行為もやらざるを得ないようなのがいまの地方財政の実態であるということをはっきりと御考慮を賜わりたいと思うわけです。私が特に義務教育の点を申し上げますのは、これは義務でございます。

その次にお願ひ申し上げたいのは、今度は超過負担の問題であります。超過負担の問題も私は觀念論で申し上げるわけではございません。ここにもございいますように保育所の問題、そうです。保育所は法律によつてこれは負担金になつてゐるわけです。補助金じゃないんです。負担金ですから当然負担してもらわなきゃならぬのに豊中市では保育所を過去に十五カ所つくりました。これをつくらした総費用、ここに簡条書きに書いてございしますが、十億かかっております。一体国が補助金を幾ら出してゐるか、これは航空局が騒音防止のために出してゐた補助金を入れて四百万円でございますが、厚生省サイドだけを考へてみたら八百五十万円、十億かかるものに八百五十万円補助金出してゐて、今後保育所をもつとつくりたいわれたつてできるものじゃございません。起債が何ほどございいますか、残りを全部起債でつてくれるかというたら起債はつてくれません。これではやっぱり入つてきた人は月給が安い、それでいて国は住宅政策では五十万戸つくとおっしゃつてゐる、どこへつくるかという大都市の近くにつくられるわけです。豊中市でもニュータウンができております。十五万、豊中、吹田にかけてそこへ建てられるのは府営住宅とか公団住宅でございます。所得がある程度制限してございす。共かせぎしなければどうしても食うていけない、保育所が要ります。全部市町村にかぶつてくるわけですよ。

住宅政策もそうでございますが、私は住宅政策というのとは家を一軒ずつ建てていつたらそれは住宅です。しかし、何千戸、何百戸建てたらそれは町です。町をつくることを考えないで家を建てることだけを考へてゐますから、あとのしわ寄せは全部市町村にしてみらなければならぬわけですよ。ですからニュータウンをつくらつて総決算書をつくらつてみたらニュータウンはもうかりませんという計算が出てゐるわけですよ。ニュータウンから入つてくる税収入だけで負担し切れない、そうすればいままで住んでおつた人間が負担しなければならぬのかと、こうなつてくるわけですよ。

そうですから、何とかここらあたりでやはり大都市周辺のそういう財政需要に対して特別な目をあけていただかなければ、もうどうにもこうにもならぬ。言いかえれば住宅政策に関連して、地方財政との問題は一体そういうデベロップ、民間であらうと公団であらうとあるいは府県営であらうと、そういう住宅を建てることを公共団体側がそういう公共公営施設の負担について、どこでどう負担を分かち合ふかというところの制度が何もないわけですよ。力づくです。そうですからこの前千葉県で出ておりますように、千葉県の知事さんのおっしゃるやうに、もう住宅建てるのお断りだ、こういうことになる。どういふことになるかと申し上げますと、計算をしてみますと、子供が一人ふえますと、学校は小学校で百五十四万四千円、ちまち金に要するわけですよ。中学校では百四十七万六千円要するわけですよ。保育所は百九十五万二千円要するわけですよ。子供一人を収容するための施設として維持管理は別としてこれだけの金を用ひてゐます。泣いても笑つてもこれだけの金を用ひなければならぬ。それだけのものを私どもはやはりどうしてもつくらなければいけませんという問題点を持つておるわけですよ。それにもかかわらず住宅建てたつてそれは市町村の仕事じゃないかというところでだれもやらない、しわ寄せだけもらつて。特に大都市の近くが今度地価が上がつてきますとマンションを建てます。十数階建てというやつを建てる。小さな面積のところへ百五十戸も二百戸も建てられたらたまったものじゃない。とめ

る方法はない。それもやはり学校にかかつてくる。

こういうことで、もうここまでまいりますと、私たちは根本的な一つの都市に対する財政制度の問題を考へてもらいたい。特に私は都市税源の強化といたしまして、法人税割りを——法人がくから人が集まつてくるわけですよ、ですから法人税割りを都市にもう少し配分してもらいたい。その次はそういう税源のほかに道路譲与税につきましてもっと都市に配分を多くしてもらいたい。もう一つは家が建てばサービスは市町村がやつて府県がやつてゐない。自治省いらつしてやつて申しわけないけれども、だから不動産取得税というものが昔は置かれておつた。いま府県で全部独占してゐる。これはみな家が建てば下水も、水道も保育所も学校も市町村がやはりやるのですから、分け前は少しとつてもらわなければいけません、こう思ふわけですよ。これはもう府県と市町村の問題でございまして、それには都市税源をもう少し強化してもらわなければならぬ。私たちはこの次に言わなければならぬことは、もう住宅を建てることも、工場を建てることも都市からは一切お断りしよう、たとえそれが憲法違反であらうが、人権無視であらうが、もう断らざるを得ない。そうでないといふまで住んでゐる人は今度はおさまらなくなつてしまふ。だからもう、ノーモア団地、もう日本住宅公団も来ないから、そういうことを言わざるを得ない、こう思ふわけですよ。現に私たちがはつきり日本住宅公団はお断り、締め出す、こういうことを言つておるわけですよ。そうございいますからそこあたりひとつ御考慮を賜わりたい、こう思ふわけですよ。

もう一つ、交付税の中で私はお願い申し上げたいのは、これは地方公営企業というところになつておられますので、地方交付税の中には計算上入つてきておりませんが、公立病院の問題であります。今度政府は老人保険を、老人医療の無料化法案を出されました。大阪府ではもうすでに府知事が踏み切りしました。こうなつてきますと、公立病

院はこれは別途、養護老人ホーム化していくことは目に見えてゐるわけですよ。したがつて私は、これはからの都市の公立病院は、極端なことを言えば救急の問題、救急医療の問題とかそういう問題を含めて医療機関というよりも、私は消防署みたいな安全施設機関だ、こう思ふわけですよ。したがつて公立病院の需要費につきましては国税の中へ算入してもらいたいと思ふ。現に大阪府の府立病院でも一ベッドあたり百万円くらい一般財源から投入してゐるわけですよ。私は少なくともこれからの公立病院については一ベッド百万円くらい地方交付税で算入してもらいたい。そうでなければこれはたいへんな問題が生まれてくるだろう、こう思ふわけですよ。

時間がまいりましたので、もっと申し上げたいことがございしますが、かつてなことだけ申し上げましたが、先生方どうぞこの苦しい財政の事情をおくみ取りいただきまして、今後におきまして改善をお願い申し上げる次第でございします。

○委員長(玉置猛夫君) 次に大東参考人をお願いいたします。

○参考人(大東弥一君) 御紹介にあずかりました全国町村会の大東でございます。まずもつてお礼を申し上げます。格別の御高配、御指導をいただいております。厚く感謝いたしております。なにかんぞ昨年暮れから正月にかけまして、四十七年度当初予算編成にあたりまして、地方財政のうち、われわれが特に熱望しておりました地方交付税について、いろいろの内容において問題がございまして、その総額においてわれわれの要望がおおむねかなへられましたことは、ひとえに諸先生方のおかげでございまして、全国市町村長深く感謝いたしております。ところでございまして、本日は貴重なこうした場に、貴重な時間をさいて私どもの意見を徹していただくことは非常にありがたいことであり、また光栄に存じて

おります。先ほどから三氏によってそれぞれ意見の御発表がございまして、おおむね同一なものでございまして、全国町村の立場において、若干重複する点をお許しただきまして発表させていただきますかと思ひます。

まず第一に、交付税特例法案についてでございますが、町村財政は税源がきわめて乏しく、交付税に対する依存度は逐年高まる一方でございます。交付税に關する動向は町村の重大関心事でございます。最も心配されておりました本年度交付税所要額の確保については、一応その中身の中に借金というものはございまして、前年度の伸び率二〇・九％に匹敵する二一・九％の伸び率を確保し得ましたことは、先ほど申しましたように一安心しておるところでございます。

また、本年度特例法案の基準財政需要額算定の改正の方向としては、財政力の弱い町村に対して、関係経費の地方債振りかえ措置の一部にやめられたこと、また単位費用の増額、その他の算定方法の改善等により、市町村道、清掃施設等の生活関連施設の整備、広域市町村圏対策、過疎過密対策等社会資本の充実がはかられているところであります。この意味から、特例法案の改正内容につきましても基本的な賛意を表するものでございまして、すみやかに本案の可決成立をお願いいたします。

二番目は交付税借入れ措置と町村に対する傾斜配分についてでございますが、なおこの際町村の立場から二、三の意見を述べさせていただきますかと思ひます。

まず交付税特別会計借入れの問題でございますが、四十六年度補正措置、四十七年度当初予算措置によりまして、総額三千億に近い借入れ措置を行なっており、今後の景気動向いかにによりましては、これが償還財源が今後の地方財政を圧迫してはしないかという点でございます。町村におきましては、山積する重要な諸懸案をかかえ、交付税所要額を確保し得るかいなか、町村財政の死活にか

かわると申し上げても過言ではないと思ひます。かかる観点よりすれば、長期的展望のもとに、町村自主財源の増強措置と相まって、交付税所要額の確保と交付税率の引き上げをはかつていただくことが今後の課題でございます。

また町村は、先ほど申し上げましたとおり、税源がきわめて乏しく、交付税に対する依存度が非常に強いわけでございますので、今後さらに町村に対する傾斜配分の強化について御配慮をわづらわしたいと思ひます。

その次は、先ほど小沢先生のほうから御意見がございまして、超過負担の解消でございますが、これは説明を省きますが、大きな町村にとりましては問題でございますので、どうぞこの上ともよろしくお願い申し上げます。

三番目は過疎対策についてでございます。ただいま竹内市長さんのほうから、過密地帯についてその実情の御説明があったわけでございますが、これは躍進躍動する一つの日本の姿であると思ひます。過渡期における一つの現象である。過疎の問題もやはりそうした意味における一つの日本の大きな問題であると思ひます。同じ国土の中に同じ人種がこれほどまでに現実の問題において格差があり、貧困の是正を叫ばなければならぬというところは、国民的課題であると考えておるわけでございます。特に農山漁村の多くに深刻な過疎現象が進行しております。諸先生方におかれましては十分これに対して御指導、御配慮いただいておりますかと思ひます。

その対策につきましても、四十五年に過疎地域対策緊急措置法の立法が実現し、過疎債の創設、高率補助の特例等の財政措置が講ぜられ、現在の過疎地において事業を行なう一つの基準、その道になつておるわけでございますが、しかしなお、過疎化現象の進行はとどまるところを知らない実情でございます。非常に深刻の度を加えておりますことは、均衡ある国土開発の理想からいってもまことに残念に存する次第でございます。

まず初めにお願ひ申し上げますことは地域の財政対策であります。特に貧弱な過疎地域町村の財政を御賢察賜りまして、交付税については過疎対策にかかわる基準財政需要額の拡充強化措置を講ずるものとし、また過疎債の増額と起債対象事業の拡大等過疎地域の財政措置の強化をはかつていただきたいと思ひます。先ほど市長さんの御意見にございまして、学校が非常に足りないわけでございますが、過疎地帯においては、終戦後、この六三制のときの施設整備に、全国の町村長の中には責任を問われて自殺した者さえおるわけでありまして、国は大きな財政投資をせられ、かんこ鳥が鳴いておるというふうなところに大きな矛盾をかかえておるわけでございます。

また国保問題にいたしまして、終戦後全国的に町村に国保の制度を進められ、診療施設を整備していただきましたが、後ほど申し上げますが、肝心かなめのお医者さんが足りないというふうな実情もございまして、非常に過疎地域においては財政面において、精神面において逼迫したものがあつたわけでございます。

もつとも緊急を要しますことのうちのひとつとしたしましては、民間バス会社の路線廃止からくる地域の交通確保対策と医師の不足からくる医療確保対策でございます。このうち地域交通の確保問題につきましては、四十七年度府予算案において、若干の新規施策等も盛り込んでおるに拝承いたしておりますが、町村の実態を改善するためには、まさに焼け石に水の感が強いのでございまして、住民に直結いたしております第一線の町村長といたしましては、バス路線が廃止されまると、直ちにその日から沿線の住民の足の確保をはからなければならぬ立場にあるわけでありまして、今後ますます各地域において休廃止路線が続出せんとしているやに見受けられる現状は、なほだ寒心にたえないところであります。一刻も早く行政の両面から抜本的な対策が実現される旨を切望しておる次第でございます。

最後に医療の確保につきましては、今日全国の町村はいずれも医師の不足に悩んでおるものでございまして、特に過疎地域町村の医師不足はなほだしく、ただいま申し上げました地域の交通事情の不便も加わり、病人が発生いたしましたも医師にかかることが不可能に近い地域も少なくないのでございまして。特に最近におきましては高齢化の現象を非常に加えて、今回の老人医療無料対策の施策の方向が打ち出されまして、いろいろと調べてみますと、老人がこうした僻地に非常に集中してくるという傾向が非常に大きいわけでございます。最近のわが国の社会経済情勢のしからしむるところとはいひながら、これまた財政面にも影響するところがございます。町村にいたしましては直営診療所を設備いたしまして、また月給を幾ら積んでも肝心の医師を置くことができないため、休診せざるを得ないありさまでございます。医師の絶対数の増加をはかつていただくとともに、当面現在の医師の適正配置等についても緊急に措置を講じられるようにぜひお願い申し上げます。

たいへん簡単でございますが、以上をもちまして意見に簡潔させていただきます。

○委員長(玉置猛夫君) ありがとうございます。以上で参考人各位の御意見陳述を終わりました。

それではこれより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○占部秀男君 いま各先生方から非常に示唆に富んだ意見を聞かせていただいたわけでありまして、一、二質問をしたいと思います。

まず小沢先生にお願ひをしたいと思います。いま先生が今度のこの交付税にからんで地方財政が、特に本年年度の財政がいわば借金政策のような形が非常に強くなつてきておると、こういうことを言われたわけでありまして、西沢知事さんも同じようなことを言われたわけでありまして、いずれにしても私は、このままの状態では府県市町村の財

政状態を置いておく十二、三年前に赤字再建計画という問題が起きたあのころが再現をするんじゃないかというのを心配するわけでありまして。当時まあ物価もまだ安かったわけでありまして、今日よりはるかに安かったわけでありまして、いずれにしても四百四、五十億の赤字を再建するために府県市町村では事務事業の取り下げをする、片一方では職員の手を切る、そして浮かせた金で三年なり五年なり、ひどいところは十数年計画で赤字の再建を行なったと、こういう苦い経験が府県市町村もあるわけですが、その二の舞いをする心配があるんじゃないかと、こういうふうに考えるんです。小沢先生はどういうふうなお考えですか、私の考え方について御意見を伺いたい。同時にそれを押えるためにはどうしたらいいかということも、一口には言えないでしょうけれども、ある程度お考えがあったらば教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、これは小沢先生と西沢知事さんにお伺いしたいんですけれども、この交付税率の引き上げの問題であります。小沢先生は交付税率を引き上げるべきだというお考え、また西沢知事さんは、この借金、借り入れ金だけでも昨年、本年度で三千億、来年度もしこのままの状態でしたらたいへんだと、こういうことを言われたあとで、臨時制度とあわせて交付税率の引き上げを考えるべきじゃないかと、こういうことをおっしゃったと思うんですが、いずれにしてもどの程度の率の引き上げをしたらいいのか、そういう点についての目安的なお考えがあったらお知らせをお願いしたいと思います。

それから第三番目に、これは小沢先生ですが、補助金化の傾向の問題ですね。これはわれわれも非常に心配をしておるわけですが、この交付税率を幾ら引き上げて補助金化の傾向が強くなったのではどうにもならないんであります。そういう点、いまのこの交付税の算定のあり方その他に結びつけて補正問題にしてもいろいろ改善をすべきことが相当あると思うんですが、そういう点も

あわせてお伺いをしたいと思います。

それから西沢知事さんは、この給与改定の問題について、もし去年と同じように一・七%となれば一千億の不足が出る、こういうことをおっしゃいました、当委員会でも各党の方々からこの問題は追及をして、現在渡海大臣も何らかの形でこれは補てんをしたいという答弁をしておるんですが、いつも政府はこの補てんのときに地方団体に対して節約をこの程度しろということをおっしゃるわけでありまして、パーセンテージも明示して。一体今年度、われわれが聞いておる話では、財政需要は減るところからとふえておる、しかも借金政策でこれに充てておるといふ形の中で節約が一体あるのかないのか。これは府県、市町村によつてそれぞれ違うと思いますが、少しぐらゐの節約はできてもこの給与改定の不足財源をある程度カバーするようなほどの節約が一体あるのかどうか、そういう点もひとつあらかじめ聞いておきたいと思ひます。

それからなおこの新しい超過負担の問題も知事さんから出されたわけでありまして、この委員会でも、今度の国会でもこれは新しい超過負担の問題が相当問題になって政府側に質問をわれわれしておるわけですが、この新しい超過負担というのは、一般的にいって超過負担の対象がふえてきたのかどうか、あるいはまた物価等が上がつたためにこういうことになるのかどうか、そういう内容的な面も簡単でけっこうですから教えていただきたいと思うわけでありまして。

それから竹内さんにお伺いを申し上げたいのは、過密の都市の中で人口集中のために小学校問題がいろいろ出てくることはわれわれもずっと聞いておるところですが、確かにそういう悩みがあると思ひます。といつてどうもノーマアというところで住宅問題をやられたんではこれはどうもやはり困るんであつて、どうしたらいいのかと。竹内さんは国の補助政策が悪いんだ、財源措置の問題だということなんですが、それではたとえば人口がふえる、団地がふえる、これに伴つて小、中学

校をつくる、こういうような場合に、具体的にどういうような財政措置、補助政策をしたらいいの、その点をひとつお教えいただきたいと思ひます。

以上です。

○参考人(小沢展男) それじゃ私から、三つほど問題を出しましたので。

一つは、借金がふえて非常に地方財政赤字の二十九、三十年段階の状態が出るようになってはたいへんだと思うがどうかと、こういうことだと思ひますが、今度の四十七年度の地方財政計画及び地方債計画を見ますと、たとえば、財源不足対策分の地方債の三千五百億円のうちで二百億圓くらいまでが、どうも繰越債に依存する、こういうふうなことになるのでございまして、まあ公共事業の拡大などによる一般財源の不足を繰越債でまかなうというの、これはまあ現在の相当円がふられておるのでおそろくその消化は困難ではあるまいと、こういう考え方をどう思うんですけれども、ただ、少なくともこれは地方財政の不健全性を強めることになるということと、やっぱり今度の公共事業の拡大はかなりの政策としてやられておるわけがございまして、ですから、それを、いまの国と地方の財政関係のもとでは地方も引き受けなきゃならないような仕組みになつておるんですから、これはかなり制度改正に伴う問題でありますから、こういう財源不足というの、これは国の責任に属する問題だというやっぱり考え方を貫くほうがいいんじゃないだろうか。それが当然地方財政の健全化にもつながるんじゃないだろうか。現在、ちやうど四十六年三月末で、地方債の現在高が六兆三千億圓をこえておりまして、一般会計で二兆九千八百億圓くらいですか、それから公営企業債のほう、企業債のほうは三兆三千七百億圓くらいということでございまして、まあ計算するとちやうど一割以上がぐんぐん伸びていくわけですから、かなりやっぱり注意はしたほうがいいんじゃないだろうか。そういう点で私も非常に同感でありまして、もしほんとうに

地方にまたやるというなら、やはり税源配分なり行政事務配分というふうなことが伴う中で、ほんとうに地方の引き受けるべきものはまたその地方のいわゆる税金その他の財源でまかなうべきであらうというふうなことであります。現在のようないくつかの税源配分、行政事務配分を前提としていいますと、国がどんな施策をふやして、地方が引き受けなきゃならぬと。まあ国も財源がないんだから借金でやれやれということだけではどうもうまくないんじゃないだろうかという感じで、同感であります。

それから二番目の地方交付税率の引き上げでございまして、これはまあ四十一年度の場合がやはり参考になるかと思ひますけれども、当時自治省は、やはり国の公共事業費をふやすについて地方の負担分を中心とする地方財源の不足を計算いたしまして、当時、率で言いますと五%くらいは引き上げないとまずいだろうと。これが、いやそれではどうもたいへんだ、あと景気がよくなつたときに少し交付税がふえ過ぎるんじゃないかというふうな議論がおそろくあつたのだからと思ひますけれども、まあ間をとつて二・五%というふうなことにしたと思ひますけれども、ただこの場合は筋道が通つていたと思ひます。やっぱり国のそういう景気回復という施策に伴つて、しかも、現在の財政関係で言えば地方に当然負担がかかる、その場合には国がしるべき責任をとると、こういうふうな点をぜひひとつはつきりしていただくという意味で、これはもう自治省のほうは、はるかに、電子計算機で計算をしておるのでありますから、これはもう本気になればできると思ひますけれども、これはまあ大蔵省のほうにも十分理解してもらわないと困る点ではないだろうか。そういう感じで、やはり引き上げるということ、いまのようないくつかの率計算はできるんじゃないだろうか、そういうふうに思ひます。

それから三つ目の補助金化の傾向のことについて、これは非常に複雑でございまして

をいたしまして建てまして一坪七万五千くらい
かかっている。建てる建築費の四分の一くらいが
かかってしまっている。むだな金を使っちゃって
いる。仮設日は長い。運動場は使えない。これ
をべんにやらせてしまったらどうです、借金
で。国のほうだって財政の都合が悪ければ、五年
に分割して、あとで補助金を出していただいたと
きにあとで起債を返していけばいい、こういうこ
とです。

私は五年前にこういうことをやっています。お
しかりをこうむるかもしれませんが、体育館がな
い学校が五つほどありました。不公平だというの
でたいへんめめました。私はやむを得ないから、
起債もこれはしょうがない。業者と話し合いまし
て五つ一べんに建てました。補助金も起債も何も
要らぬ。計算してみますと、銀行でローンを頼み
まして、日歩二銭、七分三厘で借りまして、七年
後に返しました。その間の六分五厘と七分三厘の
利子の損失と、補助金をもらえなかった損失と計算
してみたら、七年間の物価の値上りのほうが
ずっと大きい。何ぼ得かわかりません。やはり
そういう地方公共団体が、国の制度に振り回され
ないで、地方自治団体の創意とくふうによってや
れる方法が幾らもある。それに国のほうがしやす
いように法律なり制度を直してもらったらどうで
すか。これは私、ほかのことは言いません。義務
教育施設じゃございませんか。せめて学校の子供
だけは私は満足な施設をつくってやりたいという
ことを、皆さん方にお願ひ申し上げるわけでござ
います。

○参考人(西沢権一郎君) 先ほどのお尋ねで一つ
取り落としてたいへん失礼しました。給与改
定があるだろうけれども、一十億要するというけ
れども、いままでの、節約ということをその内容に
しているけれども、ことしでもできるのか、あるい
はどのくらい言ってくるだろうかというお尋ねだ
と思います。

それで、先ほど申しましたように、ことしは節
約の余地などなくて、物件費とかあるいは消費的

経費などはこの自治体もだいぶ節約していると思
いますけれども、しかしいつも国の給与改定の

財源捻出をするときの節約というのがありますか
ら、それに伴いまして、いままでは大体御承知い
ただいておられると思いますけれども、一五%前後
の節約というものを内容にしておりますから、こ
れしもその時点になると、そういうことになる
のではなからうか。それは全然できませんとい
うわけにいかないのです、私ももうそういうこと
にしなければならぬようにやりにやりにして、し
ない、しなければならぬのではないかと、い
ふに考えております。失礼しました。

○委員長(玉置猛夫君) 参考人の方々は、長時
間にわたり有益な御意見を述べいただきましたま
ことにありがとうございます。

これをもちまして参考人に対する質疑は終了い
ました。

午後五時まで暫時休憩いたします。

午後三時三十八分休憩

午後五時十五分開会

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委
員会を開きます。

委員の異動について御報告いたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠と
して神沢清君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 昭和四十七年度分の地方
交付税の特例等に関する法律案を議題とし、休憩
前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は
順次御発言願います。

○和田静夫君 非常に時間が制約されて、協
力するのやぶさかではございませんが、たいへ
ん残念ですが、一点だけ明らかにしておいた
いただきたいと思ひます。

そこで、まず交付税の総額に算入をされた臨時
沖縄特別交付金の三百六十五億、この積算の基礎
を示していただきます。

○政府委員(鎌田要人君) お答えいたします。

経常経費分三百六十五億、それから振興開発そ
の他の建設事業の財源といたしまして百億、それ
から土地確保等のための既設構造物にかかる公共
用地等の買収費三億、それから公営企業等の特別
会計への繰り出し等九億、それから、その他の
特殊財政需要といたしまして、一般会計借入れ
金の引当金といたしまして要する経費等を合計いた
しまして五百十億でございます。この五百十億に對
しまして、五月十五日復帰に伴う調整分といたし
まして、これは大まかに申し上げますと十二カ月の
一〇・五でございますが、期末手当等につきまし
てはこれを算入いたしますので、五十三億そこか
らマイナスが立ちまして四百五十七億、その八
割といたしまして三百六十五億という額に相な
っております。

○和田静夫君 そこで、これは当初は六百三十億
円でした、それが五百十億になった事情です
ね、それを本士並みのいま言われたことで内訳を
含んだ、これをちょっと具体的にあらわしてもら
いたいんですが、当初六百三十億のときには、本
士並みの地方行政事務の実施に要する経費三百
億、振興開発その他の建設事業の実施百三十億、
特殊職員、超過職員の給与等四十四億、税制上の
特例措置に伴う収入減等三十六億、特別会計の繰
り出し等十六億、土地確保、開発基金十六億、退
職手当二十四億、繰り越し事業に伴う一般財源八
億、既発行退職手当償等の償還費十一億、その他
の特殊財政需要四十五億、これが五百十億にな
った推移ですね。

○政府委員(鎌田要人君) 通常経費の分につきま
しては三百八十億が三百六十七億に、十三億程度
減が立っております。これは一つは、たとえば税
収の減は、当時でございますというところ三百六十
億、これはじいておりましたが、これを三百八十
億で直すというところがございます。これは八
月末でございます、その後におきまして、たと
えば職員等の給与費をばします場合、国に残る

者、それから沖縄県に参ります者、こういったも
の割り振り等が不明確な段階でございましたの
でその差が出ておるわけでございますが、この三
百八十億と三百六十七億、これは私は私はいと
ころではないかと思ひます。それから、この振興
開発その他の建設事業につきましては、百三十億
が百億になっておりますのは、これは振興開発事
業の地方負担につきましては、当時どういう形に
なりますのか私も明確でございませんでした。

便宜この当時の最高の率でございまして北海道を
とりまして、ところが、北海道よりも高い十分の
十あるいは十分の九・五という率等がございま
して、地方負担がそれだけ減が立ちました。その差
でございます。それから、最初十億程度開発基金
を本士並みに積むというところで交付税上算定をす
るつもりでございましたけれども、御案内のと
おり、本土の交付税におきまして開発基金を積み上
げるということも停止いたしましたので、それと
の見合ひで十億が落ちております。それから既發
行退職手当償の償還費なり、あるいは退職手当に
要します経費、こういったものにつきましては、
は、その後、現地におきまして四十七年度の退職
手当の発行見込み額等を考慮いたしまして、そこ
で十億減が立ち、あるいは退職手当につきまして
は、必要な場合には起債によって起債措置を講ず
る、こういったことでマイナスを立てました。六
百三十億が五百十億に減少いたしました、こういうこ
とでございます。

○和田静夫君 総務長官、もう二分くらい待つて
ください。

ここで言われている超過職員ですね、この超過
職員というのは何ですか。

○政府委員(鎌田要人君) この超過職員と申しま
すのは、警察あるいは教育、あるいは一般の事務
職員等につきまして、たとえば教育の職員でもか
なりの過員がございまして、内地の類似県に比べ
まして、一般職員におきましても総体的に多い職員
であります。これは琉球政府という、ある意味に
おきまして一國を形づくっておったわけでござい

ますので、その職員というものを、国に残る人は別にいたしまして、県がかかえ込む、その場合に類似県を越えるものにつきましては特別の財政需要を見込んでおきたいと思いますが、これは、実は前後いたしますが、八月概算要求のときにおきましては平衡交付金方式で実は積み上げておいたわけでございます。それを交付税方式に取り入れることにいたしましたので、その人員につきましては基準財政需要の計算に当然取り込んでまいるということになりましたのでこの問題は実は解消した、こういうことでございます。

○和田静夫君 前に、「琉球政府の一般会計等において見込まれている債務（公共事業に伴う借入金およびいわゆる赤字借入金）の処理については、一九七二年度発行予定の退職手当償等にかかると地方債の元利償還費（十一億円）を除き、別途措置されるものとみて、見込んでいない」、これは自治省の説明であつたわけですね。この部分は五百十億円ペースになったけれども、そのとおりですね。

○政府委員（鎌田要人君） この当時におきましては、いま御指摘になりましたようなことでございしましたが、その後におきまして、琉球政府の一般会計借入金につきましては、国が承継をいたしますものと、それから県が承継をいたしますものに分けておいて、県の承継いたしますものにつきましては、これが四十七年度は約十五億でございますが、これは五百十億の中に含んでおります。

○和田静夫君 そこで、五月十五日の復帰時において琉球政府の一般会計等において見込まれている債務ですね、これはどれくらいですか。

○政府委員（鎌田要人君） ある程度これは推計が入るかと思いますが、この五月十五日現在において見込まれます琉球政府の一般会計借入金金の総額は二百二十二億五千百万円、これは三百八円レートで計算を、換算をいたしておりますが、二百二十二億五千百万円になるものと見込まれます。

○和田静夫君 二百二十二億五千百万円、ドルだと幾らになりますか。

○政府委員（鎌田要人君） ドルでございまして、七千二百二十四万六千ドルでございます。

○和田静夫君 そこで、国政相当分、県政相当分、これを分けますと……

○政府委員（鎌田要人君） 現在の段階におきまして推定はそれでございますが、それを分けますと、円で申し上げますれば、二百二十二億五千百万円が、国相当が七十三億八千万、県相当が百四十八億七千万でございます。

○和田静夫君 そこで総務長官にお尋ねしますが、この債務というのは全額国が肩がわりすることになっていただけですね。

○国務大臣（山中貞則君） いま鎌田局長の説明でちょっと誤解を招く点が一つあるのですが、それは県の分が五百十億の中に含まれておる。これはそのとおりなんです、ということには県に肩がわりをさせるのではないのです。すなわち、国の責任において、琉球政府の公共事業その他の業務等に対して全額をたな上げして国が責任をもつて償還をいたしますと、その振り分けをいたします場合に、国政相当分を公共事業については国三、県七の割合で分けたという意味の県の割合でありました。その他の赤字についてはファイファイ・ファイで分けたということでありまして、したがって、国の面については国庫で直接十億支出をいたしますから、これが先ほど申し上げました金額に達するまで大体十年かかると思いますが、これを償還してまいります一方、現在の臨時は国が一般財源から、御承知のような八、六、四、二の割合で五年目に全額交付税ということになりますので、そのときにいまの点をほつきりしませんと、沖縄の交付税の中で、沖縄県がもう分の中です。それは償還されるように見られていくおそれがあります。したがって、予算編成のときに私のほうで大蔵省に話をいたしました、これは五百十億の中、十五億というものは交付税の四百九十五億の上積み、十五億なんだ、したがってそれは五年

経過した後に別途一般財源でもって、交付税でなく、これが五年目から大体十五億見当になると思いますが、完全償還されるまで十年間これを償還していくということでございますから、五年目からは交付税を別個に、これは赤字の処理に対する償還財源というものは国が責任を持つということに明確になっておりますので、この点をほつきり申し上げておきたいと思っております。

○和田静夫君 今度の措置のしかたですね、四十七年度措置のしかたとして、先ほど分けた国政相当分として県政相当分、これはそれぞれどういう措置になっていきますか。

○国務大臣（山中貞則君） 先ほど申し上げましたとおり、国政相当分については十億、これは国家すなわち大蔵省が直接償還に当たります。そして振り分けました十五億は自治省のほうにおいて交付手段をとりますから、これも財源は国が持つというところで、それぞれ完全に十年間で償還していくということでありまして、

○和田静夫君 そこですよ、いわゆる県政相当分、いわゆる国政相当分です。——県政相当分の部分、概算四千八百ドルこれはいま説明がありましたが、しかしあれでしょう、沖縄県が肩がわりを当面することについて間違いないわけでしょう、交付税法の措置……

○国務大臣（山中貞則君） そうじゃありませんで、一応交付税の中に入つた形になっておりますけれども、それは十五億は別ワタで国が十年間、まるめて約百五十億となりますが、県の相当分として見るものが、これは沖縄県が償還するときには沖縄県の累積赤字は全部たな上げをしよう、その償還は国がやろうということでも全額国でもって持つ、いわゆる大蔵省が直接払つてもいいのですが、国と県政分をやはり比率を振り分けをいたしましたから、したがってその形で自治省を通過して交付されるものが十五億、そして総理府が折衝に当たつたわけですが、国が直接支出する十億というものが、毎年同額の支払いがなされて十年間で完済されますから、交付税といまして五

目には国家財政の繰り入れがゼロになる、臨時でありますから、五年目からは交付税の別ワタに十五億が乗つて支給をされていくということ、沖縄県の自主財源にこれをめり込ませるものではないですね。

○和田静夫君 交付税で措置をしていくことは間違いないわけですか、これ。自治大臣さうでしょう。

○国務大臣（渡海元三郎君） 御了承のとおりでございます。交付税で措置いたします。ただ、その交付税の積算基礎の中に、いま山中長官おっしゃっておりますように、償還財源を積算基礎として入れておるということが事実でございます。まあ国の措置という場合におきまして、自治体に行ないます場合、あるいは災害等の元利償還、あるいは事業債も、いま昭和四十七年度の事業債も交付税の措置によって行なつておるといふふうな姿になっておりますが、交付税の措置も国の措置であるという立場に立ちまして、交付税で措置させていただきたいと、かように考えておるような次第でございます。

○和田静夫君 そうですすからね、そこで自治大臣にお聞きしますが、いわゆる地方交付税というのは地方団体の固有財源でしよう。どういふことを言われたところで交付税で見ると、言つてみれば、大ワタの中では地方団体の固有の財源で見るといふことであつて、総務長官いろいろ言われましたけれども、結果的には、総務長官が約束をされたけれども、昨年の十二月十七日の参議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会、ここにすわつております占部さんの質問で、時間がありませんから読みませんが、さき言われたと同じような形で国が全部見ていく、そのために予算措置を講じているのだということでは、交付税が先ほど来言つていふように地方団体の固有の財源であるという、そして自治省共通の理念の上に立つたならば、やっぱりどうも山中総務長官が述べられておることは国がめんどう見たということにはならぬじゃないか、こういうことです。言つてみれば

ば、県政相当分の赤字の償還財源というものを交付税の中の措置として見ていくということです。そのことを可能ならしめる要件というのは、私たちが言っておつたとおり、沖縄に必要分としてのやはり二%なら二%分、三%なら三%分、いわゆる交付税率を三四%なら三四%にする、そういう国の予算措置をせざる限りにおいては、山中総務長官が特別委員会述べ続けられてきている、いわゆるこれは何も悪意じゃない、善意ですが、たいへんな努力というのは結果的には私は報われない、こういうことです。それとも石川県なら石川県、あるいは東京都なら東京都、その他の県と相談をされて、いや、おれのところはそれでもいいのだというふうに自治省が個々に当たられて、沖縄に交付税上こういう措置として回される、こういう手続とられたわけですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは私のほうで自治大臣と連絡をとりまして、予算編成のときも、その問題がありますから交付税でお茶を濁すというようなことでは困りますので、したがって、自治大臣の大蔵大臣折衝を一本中断してもらいました、そうして私が大臣折衝で最後でございましたから、その点の確約がとれるということがはつきりしなければ自治大臣と私と二人で大臣折衝をやる、しかしそのことが、最終的に十五億乗せるというところで臨時に国が金を入れるわけですから、一般会計から。そのことで五百十億、五百億を十億出るといふことでそれが乗るといふことになったわけですが、これが国のほうの責任で、交付税のルートを通して交付するだけのことであつて、交付税の正式の算定による沖縄県に対する全額のすなわち国の一般財源からの補てんがない。五年目からは別ワクで十五億と、ルートは交付税に乗るかもしれませんが、別ワクで一般財源から措置をしていくといふことの確認を得て、自治大臣も予算折衝を妥結してもらつたといふことであります。

○和田静夫君 それは確認を得られたのはそうじゃないでしょうけれども、ともあれ、しかし交

付税上のルートに乗っていくわけですから、地方交付税というのは地方の本来の財源だから、したがって国がめんどう見るということには論理的になりません。言つてみれば、地方交付税率を引き上げるか、あるいは補助金で別途沖縄にめんどう見るか、これ、ない限りは、やっぱりそうはならないんでしょ、これは論理的にそうはならぬでしょう、政治的な折衝ではそうなっているでしょうけれども。

○国務大臣(渡海元三郎君) 交付税が地方の固有の財源であるという立場に立たれて、交付税で行なつておること自身が国の措置にならぬと、こういうふうな御議論もあるうと思ひます。また、やるんだつたら、その分は交付税でやるにしても、別の分でやらなくちゃいけないんじゃないかといふ御議論もあるうかと思ひます。山中長官がいま申されましたように、税率を引き上げることによつて、その中に含んでおるのだといつて、初めて国が措置したのだといふことでございしますが、税率を引き上げるまでに至りませんでした、臨時特例交付金の国が一般財源で見ます中にその十五億といふものを基礎に入れます、税率の引き上げがございせんけれども、臨時特例交付金を国の一般財源から出す、その出し方の基礎の中には、国が十五億を見るべきものを積算の基礎として入れていくといふことで国が措置するといふ方法をとつたのでございします。ところが、臨時特例交付金で国から、一般会計から出します期間といふものが五年間でございします、五年以後では結局交付税の中、地方財源の固有の財源で出すことになるから国が措置することにならぬじゃないかといふところから、いま山中長官があえてこの点を大蔵省に確約していただきましたように、臨時特例交付金がなくなつたときには、別途十五億といふものを交付税の算定基礎の中でやりますかどうか知りませんが、国において措置するといふことの確約を得て、臨時交付金の中にその分を入れて国が措置するのだといふことで予算解決をしたような状態でございます。

○和田静夫君 いや、交付税上、世界的にたいへん精緻といつて誇つてゐるんですからね。それで、ずっと考えていくと、政治的な折衝の妥結の問題、別ですよ。しかし、交付税法上の措置としてこういう措置をしていくといふことは、裏にどういふような約束があるかは別として、われわれがここで地方交付税法きよう何か上げるんだと申すけれども、その辺のことが明確にならないと、やっぱりこれは与党の皆さんだつてそうだと思ひますが、上げることにならぬと思ひます。上げることにならぬと言つておられるが、その辺、委員会としてどういふ形で保証をとるかといふことは、ちよつと理事会の場で検討してもらふ必要があると思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) こういうふうにおつて願つてもいいです。十五億、今年度予算についていへば十五億という、いわゆる振り分け上、県政相当分、国政相当分に分けるといふものがなかつたら、交付税は四百九十五億であつたらう、それに十五億乗せて五百十億になつたのだといふことで、十五億の分は、国の出していります一般会計からの臨時への繰り入れといふものに含んでおる。したがつて、それがゼロになつた場合には、別途十五億は国から交付税ルートその他の手段でどうするか知りませんが、国からそれは自治省のほうへ交付される、国から一般財源として出されるというものでありますから、その点は、手段を交付税のルートに乗せて出すといふだけであります。その問題は私には思つております。

○和田静夫君 たいへんこれはくだいようですけども、現地でも問題になつてゐる問題のようです。それからあれですが、何もばくは沖縄担当大臣のいふゆる努力、善意を否定をする立場で言つてゐるわけじゃないので、将来にわたつてたいへんこれは心配ですから、きよう特に大蔵省を呼んでいなのは、大蔵省呼んでこいでやつたら、固有の財源ではないという論争になるものだから、そういつまらぬ論争をしたくないし、言つてみれば、総務長官が将来にわたつての保証をこいですると

いうことは、固有の財源という論理の上に立つてされるわけでしょうからね。そういう意味じゃ自治大臣に閣内で非常に大きな力が加わつたわけ、いままでのような大蔵大臣と自治大臣だけで固有の財源論争をやらなくても、今度は山中さんに加わつて、大蔵大臣間違ひだと、こういうことになつていくんだから、そういう意味では、自治省のためにもばくはつきりさせておかなければならぬと思ひし、私は、この委員会としてもたいへん心配なんだが、いま言われるように、五百十億と申すが、そこでばくは、最初に六百三十億の数字を出して見たのですが、六百三十億の積算の基礎から五百十億に変わつていく過程といふものを考へてみますと、いま山中長官が言われたような形で、実は六百三十億といふものが結果的には四百九十五億だつたんだ、そこで十五億は別に上積みしたのだ、こういうことにはこれは鎌田さんならぬでしよ。

○政府委員(鎌田要人君) 結果的にはそうなると思ひます。と申しますのは、先ほど申し上げましたような数字の積み重ねにおきまして、経常経費相当分三百六十七億、あるいは投資的経費百億、こういうふうな積み上げてまいりまして、その最後に十五億置きまして五百十億になつておるわけですから、これは総務長官のおっしゃるとおりのことに相なつておるわけでございます。

○和田静夫君 そうしますと、もう一ぺん聞きますが、財源措置所要額六百三十億の内訳の中、その十五億といふのはどの部分に該当しますか。

○政府委員(鎌田要人君) この六百三十億につきましては、先ほど申しましたように、昨年の八月末の概算要求のときの情勢に基づきまして、積み上げた数字でございします。そのときには、先ほど申しましたように、琉球政府の借り入れ金につきましての県政相当分は入つておりません。入つておらないわけでございますが、それから予算査定の段階におきまして、先ほど申しましたような経過をたどりまして数字が詰まつてまいりました。そ

のときに、いまの十五億の分が今度は入って五百十億、こういうことに相なっておるということでございます。

○委員(玉置猛夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、片山正英君、鍋島直昭君及び田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として高田浩運君、石本茂君及び村尾重雄君が選任されました。

○和田静夫君 いわゆる総務長官の述べられたことが議事録にきれいに残っているから——釈然と正直なところしません。やりとりの約束ですからね、ほんとうにこれは交付税法上こういうことではないのかということは私としては疑問です。しかし、自治大臣も総務長官も、きょうの答弁に関する限りにおいて食い違いがありませんから、そのことを明確にしておきたいのであります。で、主張としては、やっぱりどう考えても、交付税率を引き上げる、そして措置をする、あるいは別個に予算措置を講ずる、こういう形のことと違つた形で行なわれるべきだったということを思ひます。

で、そのことを申し上げておきますが、税率の将来にわたっての引き上げの努力というのは、これはどうですか、どういう形でやられますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 今回の財政措置に對しまして、定率を引き上げるべきであるか、あるいは、今回行ないましたように単年度限りの特例交付金でいくべきであるかどうか、いろいろ議論のあったところでございますが、三二%というものの、四十一年度から行ないましてから後の経過等も考えまして、今回の景気の落ち込みが一時的な非常事態に對する景気の落ち込みということであるから単年度の臨時特例交付金ということにさせていただきます。しかしながら、福祉行政への転換あるいは社会資本充実に對するところの住民の需要の要望、現在の地方財政の何といひますか増加しました需要というものを

を平年度ベースで考えましてもたいへん増加したものがあつたんじゃないかと思ひます。これらの問題につきましても、交付金の三二%というのにつきましてもいかにあるべきかということに即刻検討せねばならない時期に入つていゝるんじゃないかと思ひます。しかしながら、このことは単に交付税そのものの問題でなく、あるいは税源配分の問題、または国と地方の事務配分の問題、総合的にあわせて検討すべき課題であらうと存じますので、この点につきましても今後とも考へていきたいと、検討を加えたいと、こういうつもりで当委員会におきましてもお答えさせていただきます。

税制調査会からは長期答申を一応いただいておりますが、あわせて地方制度調査会等におきましても長期的な展望に立つところの交付税のあり方等を根本的に検討していただく必要があると考へましても、法案を出して、委員の任期を特に一年延ばしていただいで二年といふふうにして、当面の問題とあわせて長期の展望を検討していただくといふふうな姿の地方制度調査会にいたしたいと、かように考へておるような次第でございます。そして、即刻検討に入りたいと、また検討に入らなければならぬ時期であるとして、このように考へておりますが、その意味におきまして、交付税率の引き上げ、あるいは、ときどき行ないました国と地方の財源調整といひますか貸し借りの問題も、私

は、地方交付税制度の中で何と申しますか財源調整の姿を取り入れるような、地方固有財源としての自己の中でそういう操作が行なえるような制度が発見できないものであらうか、それらの検討も含めまして検討させていただきたいと、このように考へておる次第でございます。

○和田静夫君 総務長官、これで終わりにしますけれども、いわゆる五年後以降の問題ですね、この保証、これをもう一ぺんはつきりさせてくれませんか。

○国務大臣(山中貞則君) 琉球政府が復帰にあつて沖縄県として誕生するにあたり、既往の一

切の赤字は国家の責任としてこれを承継して、分類上、国の分、県の分と分けなければならず、それについては一切を国の責任において償還をいたしてまいります。したがって、現在、交付税の形をとられております中の十五億については、国の臨時に對する一般会計の繰り入れがなくなつた暁においても、完済いたしますまで、まるめて百五十億近くになりますから、十年間でこれを償還していくという国の責任を明確にしておきます。

○国務大臣(渡海元三郎君) 蛇足でございますが、先ほどございました六百三十億の中の積算基礎、これに對する、借入れ金に對する措置には、その十五億は全額入つておりません。一部だけでございます。そのような関係から、予算折衝におきまして、果に当然相当するものもこの中に見てくれと言われまして、山中長官の委員会における発言等もございましたので、私は、私一存でこのことは決定することはできませんので、予算折衝をこの点に關しまして一時中断いたしました。その後、総務長官自身も加つていただきましたので、いま山中長官が言明した次第でございます。いま山中長官が言明した次第でございます。いま山中長官が言明した次第でございます。いま山中長官が言明した次第でございます。

○和田静夫君 実は、非常に時間が正直のところありませんから、この交付税法の中で、特に大都市交通問題その他の問題を全部質問はしりました。それからもう一つは、計画といふゆる決算との関係、これらの問題についてたいへん重要だと思はれる部分について、きょうは全部やめまして、したがって、法律案が通つたあとでも、この問題については委員会として継続的に一ぺん時間をいただきますと思ひます。そのことだけを委員長に強く申し上げて質問を終わります。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○占部秀男君 日本社会党を代表して反対の意思を明らかにしたいと思います。本年の地方財政は、財政需要が非常に多くなつてゐる反面、地方税収の伸びは落ちる、三税の伸びも落ちてゐる。その上、景気浮揚のための国の公共事業に伴う負担分等の問題が加重されておるわけでありまして、この法律案によりまして、それらをまかなうための一部に、現行の三税の法定額に臨時交付金三百六十五億に特別会計借入れ金千六百億、合計三千十五億を加算して交付税として配付する。こういうわけでありまして、いま言つた地方財政、各都道府県の財政需要をまかなうためには、このほか地方債に大きく依存しなければならぬ、こういう実態にあるわけでありまして、ところが、この地方債、今度ふえ

ます三千五、六百億ですか、その中の少なくとも二千五、六百億は、国の今度の景気浮揚のための公共事業を、国が責任を持たなければならぬ部分がいれば地方債に肩がわりするようなことになつておる。こういうことでありまして、日本社会党としては、これは当然国が責任を負うべきものでございまして、交付税率の引き上げでこれを行なうべきである。かりに二千六百億をパーセンテージにしますと四%以上になりますから、一挙に上げられなくてもその間の伸縮の弾力があります、

ともかくも地方交付税の引き上げをすべきである。こういうことをわれわれは当初から主張してゐるのではありませんが、今回はこれが全く無視されておる。しかも、国の責任における事務、事業に使う問題、これからのその借金の問題についても、これを処理する場合にいたして国がどれだけの財源措置をするか、こういう問題についても明確になつていない。こういうふうな点で、われわれは何としてもこの法律案に賛成するわけにはい

かないのであります。

しかも、最近、この交付税の一般的な傾向を見ますと、交付税というのはこれは言うまでもなく一般財源であつて、やはり都道府県、市町村の経常費に重点を置いて、そして都道府県、市町村の財政の安定をはかるのが一番大きな役割であるうと思つておりますが、最近の傾向は、特定の事務、事業に連結をされたような形でだんだんふえてきておる。しかも、今回のこの交付税のあり方を見ますと、基準財政需要に見合う基準財政収入の問題で、もう明らかに地方税収の水増しがつじつまを合わせるために行なわれているとわれわれは考えざるを得ない面が相当あるわけでありまして、地方財政の将来のためにもこれは賛成するわけにはいかない。これが日本社会党の反対の理由であります。

以上であります。

○増田盛君 私、自由民主党を代表して、本法案に賛成の意を表するものであります。

昭和四十七年度の地方財政は、景気浮揚のための公共事業の拡大、福祉行政の充実、義務的経費の増高等により著しく歳出増加が見込まれているにもかかわらず、歳入面においては、不況を反映し、法人課税を中心とした税金等の大きな伸びが期待できない状況にあります。したがって、その財源不足は非常に深刻なものが予想されているのであります。

本法案は、このような地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の総額に、苦しい国の財政の中から臨時地方交付金、沖縄特別交付金等三千十五億円を追加し、その他の措置と相まって、地方における行政経費の財源不足に対処するとともに、来月復帰が予定されている沖縄県及びその関係市町村に地方交付税制度を円滑に適用するため、所要の措置を講じようとするものであります。

国の財政と地方の財政とは車の両輪にたとえられます。国と地方とが互いに協力し、助け合つていなくては、立ちおくれた地方の行政水準を高め、住民福祉の向上をはかることはできません。

極端に苦しい国家財政の状況を考慮するとき、いろいろ意見はありましようが、本法案において実施しようとしている財政措置は、地方財政対策としてきわめて適切な措置であると考えます。

以上の理由により、私は本法案に賛成いたしますのであります。

○藤原房雄君 私は、公明党を代表して、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案に対し、反対討論を行なうものであります。

以下、そのおもな反対の理由を申し述べます。

第一に、地方財政の基本的なあり方でありまして、昭和四十七年度の地方財政計画は、国の景気刺激策としての公共事業の拡大と住民福祉向上のための施策の増大によつて、その規模は、昨年の伸び率を上回り、また国の一般会計の規模をも上回る大型の歳出規模となつております。しかし、一方その歳入面を見ると、地方税、交付税の伸び悩みによる財源不足を補うために、交付税会計の借り入れ並びに地方債の大幅な増発というきわめて安易な借金対策に終始してあります。しかも、一般会計からの財源補てん措置は、四十七年度限りの措置として、わずか一千五十億円の臨時特例交付金の交付のみで事を済まそうとしております。私は、このような政府の地方財政に対する基本的姿勢に強く反対するものであります。

第二は、一般財源振りがえの地方債についてであります。この地方債によつてまかなわれる経費は、本来基準財政需要額に算入し、当然、地方交付税財源をもつて十分対処すべきものであります。しかるに、政府は、地方団体の財源不足額に対し、地方交付税率の引き上げ等一般財源の強化をもつて、十分対処しなかつたため、やむを得ず、地方団体は地方債をもつて対処せざるを得ないのであります。このように考えますと、地方財政の現況及び理論的に見て、この種の地方債の元利償還額については当然国において措置すべきものであります。しかるに、政府の答弁は、国の責任を回避し、この問題について積極的な姿勢を示さう

としておりません。私は、将来の地方財政にぬぐいがたい禍根を残す、このような政府の態度を心から遺憾に思うものであります。

第三は、社会経済情勢の変化に対応する質的転換に対し、これに取り組む政府の意欲が全く見られないこととあります。昨年のドルショックに象徴された高度成長策に対する批判は、当然財政の体質的転換を必要とし、特に地方財政においては、住民福祉の向上のため、行政水準の飛躍的向上をはからなくては国際経済社会から孤立せざるを得ないのであります。しかるに、政府は、産業優先から福祉政策への財政の転換に對しきわめて意欲を欠いているのであります。このため、住民福祉のため必要とされる事務量と財源との格差は全く解消される見通しが立たないのであります。

私は、地方財政の転換期を迎えて、新しい発想をして改善が必要であると痛感するものであります。さらに、住民優先、福祉型地方財政への転換について、政府の積極的姿勢のうかがわれないことをまことに遺憾とするものであります。

第四は、沖縄臨時特例交付金についてであります。沖縄県及び同県下市町村の一般財源としての交付税は、本土類似県並みでも六百三十億円必要であり、さらに沖縄の特殊事情を勘案すれば、これ以上の額が必要であるといわれております。政府はその点の経緯についていろいろ説明されておりますが、納得できないのであります。要するに、総額を五百十億円に抑え、その上、本土県の地方団体の財政逼迫にもかかわらず、その二割を本土交付税会計で負担させようとしているのであります。本来、沖縄県に対しては、現地の特殊事情を十分に把握し、単独事業に要する経費等をも含めての一般財源の充実が必要であります。したがって、このたびの措置には賛成いたしたくないのであります。

第五に、人口急増対策についてであります。人口急増地域においては、義務教育施設費をはじめとした関連公共施設の整備のための財政需要の増高が当該市町村の財政を著しく圧迫しております。

す。人口急増の起因、また当該市町村の財政能力を考慮したとき、こうした深刻な悩みを解決するには国の特別の財政措置がぜひとも必要であります。しかしながら、関係市町村の実情を無視し、政府は、小学校建設費の補助率の引き上げのみに終わり、その解決のために抜本的対策をとらうとしていないのであります。わが党が従来から主張しております人口急増市町村の財政援助特別措置法の早期立法化を検討すべきであらうと思つてあります。

以上、反対のおもな理由を述べ、討論を終わります。

○村尾重雄君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となつております昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。

反対の第一点は、第十五次地方制度調査会の答申も指摘している交付税率の引き上げが今回行なわれなかつた点であります。

四十七年度は、沖縄の復帰という重大な制度の変更もあり、また地方団体の各種施策は税収の減少に反比例して過密、過疎をはじめ、社会資本の整備充実、公害、交通安全、農政、教育など大幅な支出増に迫られているのが現状であります。この際、交付税率の引き上げを含む抜本的な地方財政対策を講ずべきであるのに対し、主として借り入れと地方債による財源不足対策がとられたことは、今後の地方財源確保に大きな問題を残しており、きわめて遺憾なこととして賛成いたしかねるのであります。

反対の第二点は、四十一年度の地方財政対策と比較して、今回のそれは非常に後退していることとあります。

昭和四十一年度の地方財政は、国債の発行に關連して二千四百六十九億円の財源不足が生じたのであります。これに対し、地方交付税の率の引き上げ、臨時地方特例交付金、元利補給つき特別事業債の発行により一千九百十四億円、七七・五％を国が最終的に責任を持って財源措置をしている

のであります。

しかるに四十七年度の措置は、沖縄特別交付金を除く七千五百五十八億円のうち、一千五百億圓、一三・九％のみが国の財政援助であつて、残る八六・一％は地方団体の借金であります。特に、借入金金は四十六年度の補正に続き今回の一千六百億圓の計約二千九百億圓という膨大な額となつており、さらに、例年行なわれていた人事院の給与改定勧告の水準いかんによつては、再度借入措置が必要となる場合には、地方財政の前途はまことに深刻なものがあるものであります。この点に対する政府の納得のいく答弁が得られないのであります。

反対の第三点は、交付税制度が地方の固有財産であるにもかかわらず、その特質が失われていることでもあります。

国の均衡財政のもとにあつては、国と地方との間には、地方交付税制度を中心として一つのバランスが保たれてきたのでありますが、国の財政が国債財源によつて、その財政規模を拡大する場合、それに関連して地方歳出の増加が生ずるにもかかわらず、これに対応する地方交付税の増加が望めないのが現状であります。国債発行に関連して生ずる地方財源の不足に対しては、不安定な臨時な財源措置によることを改め、地方財政に安定性と計画性を失わしめないような交付税制度の抜本的改革をはかる必要があり、その時期にきていにもかかわらず、何らの改善措置も見られないのはまことに遺憾であります。

以上、おもなる理由を述べてこの法案に対し反対の意を表する次第です。

○河田賢治君 私、日本共産党を代表して、昭和四十七年度分地方交付税特例法案に反対する討論を行ないます。

反対の第一の理由は、地方財政が政府の少な目の計算によつても、七千九百億圓と、戦後最大の財源不足に直面しているにもかかわらず、今回の特例法案は、去年の補正に引き続き地方自治体へのばく大な借金政策の押しつけ、地方交付税の先

食いなど、大半を地方の負担による地方財源対策に終始し、政府が当然行なうべき地方交付税率の引き上げ措置を放棄している点であります。

言うまでもなく、今回の交付税総額、地方税収の落ち込みは、政府みずからの経済政策、とりわけ経済の極端な対米従属が招いたドルショック不況を直接の原因とするものであり、その責任と負担はとうてい地方自治体と住民に転嫁されるべきものではありません。しかるに、今回の対策のうち、国が直接負担は臨時特例交付金千五百億圓、総額のわずか一三％にすぎないことは、昭和四十七一年不況対策と比べても著しく後退したものであり、絶対に認めることのできないものであります。

さらに、改正案が、千六百億圓の交付税先食い措置とあわせ、前年度比五九％増の起債措置を前提としていることは、今後の地方財政運営を著しく圧迫するものであり、再び赤字再建団体の続発をも引き起こす危険性を含むものであります。わが党は、この際、地方交付税法第六条三の趣旨にのっとり、交付税率の引き上げ措置を講ずべきことを強く主張するものであります。

第二の反対理由は、今回の改正案の単位費用の改定、急増補正等がきわめて不十分だという点であります。

最近における過密、急増地域の財政需要の増大は、各種公共施設整備、交通、公害対策等、増大の一途をたどる一方、これに見合う財政需要額の算定がきわめて不十分であり、関係自治体の強い不満となつていゝのであります。

しかるに、今回の改定では、交付税総額の落ち込みを理由に、都道府県、大都市の投資的経費にかかる基準財政需要額は逆に据え置き措置、削減措置がはかれ、その分を起債に振りかえるという不当な措置がとられていゝのであります。

これは、単に、大都市、過密都市の財政を一そう圧迫するだけでなく、交付税制度の運用を不当にゆがめるものであり、とうてい認めることはできません。

第三に、沖縄の臨時特例交付金についてであります。

長年にわたる米軍占領下で生じたばく大な赤字の国による肩がわりは、交付税とは別個に措置すべきであり、これを臨時特例交付金に含めた措置は賛成しがたいものであります。

さらに、臨時特例交付金の交付期間を五カ年に限定することは実情にそぐわず、本土並みの水準に到達するまで、少なくとも十年間は措置すべきであります。

最後に、わが党は、今日の地方財政の窮迫と、自主的な行財政運営を不可能にしてゐる不適正な国と地方の財源配分を抜本的に改めるとともに、交付税率の引き上げ、超過負担の解消など、当面緊急に行なうべき措置を早急に講ずべきことを特に要求して、討論を終わります。

○委員長(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○寺本広作君 私は、ただいま可決されました昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、国債財源による公共事業の拡大、公

共施設整備のための地方負担の急増、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金金の増大等により新たな事態をむかえた地方財政に対処するため、地方交付税率の引上げを含む一般財源の充実に一層努力するとともに左の諸点について善処すべきである。

一、地方行政の動向に適合するよう基準財政需要額の算定基礎の改善・充実に努めること。

二、超過負担の解消をはかり、再度問題を生じないよう抜本的対策を確立すること。

三、一般会計債の増額に関しては、地方行政の健全な発展に支障とならないよう慎重な措置を配慮するとともに、引き続き政府資金の確保、その貸付条件の緩和等をはかること。

四、公営の交通事業・病院事業については、国の財政援助措置の拡充その他事業の健全な発展のため総合的に所要の措置を講じ、住民利便の向上と経営基盤の安定を期すること。

五、沖縄と本土との行政水準の格差を早急に解消するため、所要の措置の実現に鋭意努めること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) ただいま寺本広作委員から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よつて、寺本広作君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡海自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○国務大臣(渡海元三郎君) ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、御趣旨を尊

重し、善処いたします。

○委員長(玉置猛夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時十四分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十四日)
一、道路交通法の一部を改正する法律案

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法等の一部を改正する法律案(衆)

地方自治法等の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「政令で定める事務」を「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)、タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)、道路運送車両法に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第九号)及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)同法の規定に基づき、都道府県知事に委任された権限に係るものに限る。施行に関する事務」に改める。

別表第五第一号中

検定所

計量法第八十六条の規定による計量器の検定に関する事務

都道府県が定める区域による。

を

検定所

計量法第八十六条の規定による計量器の検定に関する事務

都道府県が定める区域による。

に

公共職業安定所

職業安定法第七条の規定による職業紹介、職業指導、失業保険その他同法の目的を達成するために必要な事務

条例で定める区域による。

に

改める。

別表第六第一号中

保安管理員

を

保安管理員

就職促進指導員

に

改める。

別表第七第一号中

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての都道府県知事に対する建議に関する事務

を

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての都道府県知事に対する建議に関する事務

に改める。

地方職業安定審議会

職業安定法第十二条第一項の規定による公共職業安定所の業務その他同法の施行に関する重要事項及び他の法律に基づきその権限に属せしめられた事項の調査審議並びに同法第三条第三項の規定による関係行政庁に対する建議に関する事務

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(都道府県知事の権限)

第七条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、職業紹介、職業指導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行なう。

第八条第一項を次のように改め、同条第四項中「労働大臣がこれを定める」を「条例で定める」に改め、同条第二項を削る。

前条の都道府県知事の業務を行なうため、都道府県に、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第九条の二中「就職促進指導員」を「就職促進指導員」に改め、同条第三項中「労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十二条第一項中「中央職業安定審議会及び」を「労働省に中央職業安定審議会を、都道府県に」に改め、同条第二項中「前項に規定す

る職業安定審議会の外、」を削り、同条第三項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会、」に改め、同条第七項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会の委員は、都道府県知事がこれを命じ、」に改め、同条第十項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同条第十二項中「命令」を「命令又は条例」に改める。

第四十九条の二中「又は公共職業安定所長」を削る。

第五十八条第二項中「当該都道府県内」を「当該都道府県」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 公共職業安定所(第十八条、第十九条)」を「第四款 削除」に改める。

第十三条第一項の表中

地方職業安定審議会

都道府県知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

第十四条中「公共職業安定所」を削る。

第二章第三節第四款を次のように改める。

第四款 削除

第十八条及び第十九条 削除

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第四条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「五十万六千五百七十一人」を「四十九万二千九百九十四人」に改める。

附則

(施行期日)
1 日この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(従前の地方事務官等に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に、地方自治法附則第八條に規定する職員であつて健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)及び船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の施行に関する事務(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金の徴収に係る事務を含む。以下この項において「健康保険等に関する事務」という。)に従事するもの(社会保険審査官の職にある者を除く。)若しくは職業安定法、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四

号)及び労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第号)の施行に関する事務(以下この項において「職業安定等に関する事務」という。)に従事するもの(失業保険審査官の職にある者を除く。又は公共職業安定所の業務に従事する職員である者(以下「地方事務官等」という。))は、別に辞令を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ健康保険等に関する事務若しくは職業安定等に関する事務に従事する都道府県の職員又はこの法律により当該都道府県に設置される公共職業安定所の業務に従事する都道府県の職員となるものとする。

3 この法律の施行の際現に地方事務官等である者が引き続き都道府県の職員となつた場合におけるその者が受けるべき給料その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その給料月額がこの法律の施行の日の前日におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

4 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたもので、現に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又はこの法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行なうこととなるときは、当該都道府県知事が懲戒処分を行なうものとする。

5 この法律の施行前に地方事務官等に対して行なわれた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て、調査及び調査の結果とるべき措置に關しては、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対しては、国家公務員等退職手当法(昭和

二十八年法律第八十二号)の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、当該都道府県は、その者が地方事務官等として引き続き勤続した期間(その者の都道府県の職員としての在職期間であつて、退職手当を支給されなかつた在職期間)として、退職期間に引き続いたものを(含む)を当該都道府県の職員としての在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

(公共職業安定所に関する経過規定)

7 この法律の施行前に、職業安定法、失業保険法、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)、国家公務員等退職手当法、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)、炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)、身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第二十三号)、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)、港湾労働法(昭和四十年法律第二十号)、雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)若しくは沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)又はこれらの法律に基づく命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長が行なつた認定、決定、命令その他の処分は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属して

の職業安定法による公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続とみなす。

9 この法律の施行の際現に公共職業安定所の業務の用に供せられていた国有の財産のうち、引き続き都道府県が設置する公共職業安定所の業務の用に供する必要があるものは、あらかじめ国と都道府県との間において協議するところに基づき、当該都道府県に無償で譲渡し、又は使用させることができるものとする。

(政令への委任)

10 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(失業保険法の一部改正)

11 失業保険法の一部を次のように改正する。
第五十一条、第五十三条第五号及び第五十四条第三号中当該官吏を「当該職員」に改める。

(地方財政法の一部改正)

12 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第十条第九号の次に次の一号を加える。
九の二 公共職業安定所に要する経費

(緊急失業対策法の一部改正)

13 緊急失業対策法の一部を次のように改正する。
第十八条中「公共職業安定所長は、」を「公共職業安定所長は都道府県知事に對し、当該都道府県知事は」に改める。
第二十二條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

14 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第二条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する職員」を「厚生省(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部

の職員)に改める。

改正)

15 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。
(任命)
第三条 審査官は、労働省の職員のうちから、労働大臣が任命する。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過規定)

16 この法律の施行の際現に社会保険審査官又は失業保険審査官の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ、厚生省又は労働省の職員となり、この法律による改正後の社会保険審査官及び労働保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官を命ぜられたものとみなす。

17 この法律の施行前に社会保険審査官又は失業保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、この法律による改正後の社会保険審査官及び労働保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

18 (駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を次のように改正する。
第十条の四中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のように改正する。
第十五条中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。
(港湾労働法の一部改正)
港湾労働法の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

(都道府県知事の権限)
第六十条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の目的を達成するために必要な業務を行なう。
(中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)
21 中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
第十九条中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、特別区の自治権拡充に関する請願(第一四〇一号)(第一四六九号)
一、「モーター」規制に関する法律制定に関する請願(第一四〇五号)(第一四〇八号)(第一四三二号)(第一四六八号)
一、超過負担の解消に関する請願(第一四二三号)
一、自治体病院に対する財政措置等事業の経営の健全化に関する請願(第一四二四号)
一、岩手県に対する事業費の大幅配分等に関する請願(第一四二五号)
一、「市町村連合法案」反対に関する請願(第一四三四号)(第一四四三三号)(第一四四四号)(第一四四六二号)(第一四六三三号)(第一四七〇号)
一、被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(第一四三八号)

一、市街化区域内農地に係る地方税法等の改正に関する請願(第一四四九号)
一、市街化区域内農地のみなし課税に関する請願(第一四五六号)
第一四〇一号 昭和四十七年四月十日受理
特別区の自治権拡充に関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋一ノ八ノ一 豊島区役所内 河村孝信外四十六

名

紹介議員 占部 秀男君

左記事項の実現を期するため地方自治法その他関係法令の改正をはかられたい。
一、東京都二十三特別区長を公選とすること。
二、住民に身近な事務事業を特別区へ移管すること。

三、特別区の財政権を確立すること。
理由
東京都二十三区は、昭和二十二年「市」に準ずる地方公共団体として発足したが、その後の数次の地方自治法改正等により、国の民主政治の基礎として憲法に明記された住民の権利たる自治権のほとんどを失った。

第一四六九号 昭和四十七年四月十三日受理
特別区の自治権拡充に関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋一ノ八ノ一 豊島区役所内 山口幸之助
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第一四〇一号と同じである。

第一四〇五号 昭和四十七年四月十一日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
請願者 横浜市区西紅葉ヶ丘二神奈川県地 城婦人団体連絡協議会内 片岡カ
紹介議員 亀井 善彰君
この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一四〇八号 昭和四十七年四月十一日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
請願者 横浜市区西紅葉ヶ丘二神奈川県地 城婦人団体連絡協議会内 千葉キ
紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一四三二号 昭和四十七年四月十二日受理
この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願(三通)
請願者 鳥取県日野郡日野町根雨 近藤久子外二名
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一四六八号 昭和四十七年四月十三日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願(三通)
請願者 宮崎県小林市緑町三 野津初子外二名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一四二三号 昭和四十七年四月十二日受理
超過負担の解消に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇一岩手県議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君
地方自治体の超過負担は、行政需要の増大及び物価の上昇等により、依然として増大する傾向にあり、地方自治体の財政に重大な圧迫を与えているので、県及び市町村の超過負担の解消をはかるため、抜本的な財政措置を講ぜられたい。

第一四二四号 昭和四十七年四月十二日受理
自治体病院に対する財政措置等事業の経営の健全化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇一岩手県議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君
自治体病院に対する財政援助措置を強化し、特別交付税を交付するとともに、診療報酬の改定を実施されたい。

理由
一、本県には二十八の県立病院があるが、最近の医療の高度化、近代化に伴い施設、設備の整備に多額の費用を要するとともに、医師、看護婦

等の確保、へき地医療確保のための不採算地区病院の運営、適正でない診療報酬による多額の欠損等により、その経営はきわめて困難な状況にある。

二、交通事故等災害増加のための救急医療施設の整備及び成人病対策、難病対策が急務となつてゐる。

第一四二五号 昭和四十七年四月十二日受理

岩手県に対する事業費の大幅配分等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

最近の国際経済に基因する不況の高まりは、ますます深刻さを増しているから、政府は、すみやかに、不況ムード一掃の経済政策を断行するとともに、特に、住宅、街路、上下水道、こみ、し尿処理施設等の整備のおくれている岩手県に対し、これら事業費の大幅な配分がなされるよう図られたい。

第一四三四号 昭和四十七年四月十二日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 奈良県高市郡高取町草木 森田直彦 参外四十九名

紹介議員 向井 長年君

「市町村連合法案」によれば、「連合」への住民意思の反映と住民の監視が十分にできなくなり、自治体や議会の権限が縮小されて民主主義の基盤である住民自治が侵されるから、本法案の成立には絶対反対である。

理由

一、「連合」の規約によつて決定されれば、各自治体の議会の決議を要せずに、つぎつぎと「連合」に行政権限を移せるのは議會否定に通ずる。

二、一度、「連合」に加入すると市町村は脱退が事実上不可能になる。また、負担金等は義務的に徴収を強いられる。

三、「連合」は一部事務組合をいつそう強化発展させるものであるから、市町村と異なり、理事会や議會に対する住民の直接監査請求やリコール等の権限が奪われ、条例、規約の改廃請求権すらなくなる。

四、「連合」に集中された事業は、必然的に公社、公団化され、それはまた独立採算制の強行につながり、使用料、手数料等の引上げ、事実上の増税として住民にはね返り、また労働者の身分も安定しなくなる。

第一四四三三号 昭和四十七年四月十二日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 新潟県長岡市宮栄三ノ八ノ七 今井 鎮雄

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四四四号 昭和四十七年四月十二日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡板倉町大字針一、〇九一ノ二 川上裕一 外千八十八名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四六二二号 昭和四十七年四月十三日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願（二通）
請願者 三重県志摩郡阿児町鶴方一、八五〇ノ一 谷川原省一 外五十六名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四六三三三号 昭和四十七年四月十三日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡河合町川合 井上 博外四十四名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四七〇号 昭和四十七年四月十三日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡玉穂村下河東九六六 飯沼則男

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四三八号 昭和四十七年四月十二日受理

被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願（三通）
請願者 大阪府住吉区荻田町三ノ三六 笠 川フミ外三百一十一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第一四四九号 昭和四十七年四月十二日受理

市街化区域内農地に係る地方税法等の改正に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六 鹿児島県議會議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

地方税法の一部改正により、市街化区域の農地にかかる固定資産税、都市計画税が宅地なみに評価、課税されることになったが、このことは、市街化区域内農家にとつて壊滅的な打撃を受けることになり、このことが消費生活並びに環境保全に重大な影響を与えることになるので、すみやかに新都市計画法の改正並びに地方税法の再改正をされたい。

第一四五六号 昭和四十七年四月十二日受理

市街化区域内農地のみなし課税に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二 新潟県議會議長 鈴木太吉

紹介議員 佐藤 隆君

市街化区域内の農地に対し、実情にそわないみなし課税を行なわれないようにされたい。

理由

みなし課税を行なうことは、都市農業の役割である自然環境の保全と生鮮な食料品の供給を無視するものであるばかりでなく、最近における著しい地価の上昇に拍車をかけるものであり、土地政策にそわない点もある。